官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○ボイラー構造規格等の一部を改正する告示（厚生労働二九一）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二八四～二九一）　三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二九二～二九四）　五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二九五～二九七）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人国立美術館令和六事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、ＥＴＣシステム利用規程の改正（東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）関係　吉
地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二
会社その他
会社決算公告　四

法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項、第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、ボイラー構造規格等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

ボイラー構造規格等の一部を改正する告示

（ボイラー構造規格の一部改正）

第一条　ボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。	（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。
材料	ボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分
（略）	（略）
日本産業規格G三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五五（高圧配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五六（高温配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五八（配管用合金鋼鋼管）及び日本産業規格G三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）
（略）	（略）
日本産業規格G三二一四（圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品）、日本産業規格G三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管）、日本産業規格G三四六三（ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管）、日本産業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本産業規格G四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）、日本産業規格G四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格G五一二一（ステンレス鋼鋳鋼品）に定めるオーステナイト系ステンレス鋼並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	火炎の触れる部分（ボイラー水が蒸発する部分に限る。）
（略）	（略）
日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）、日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びに日本産業規格B八二四〇（冷凍用圧力容器の構造）の附属書Aに定めるダクタイル鉄鋳造品及び同規格附属書Bに定めるマレアブル鉄鋳造品並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）

改正後	改正前
（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。	（材料の使用制限） **第二条**　次の表の上欄に掲げる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分に使用してはならない。
材料	ボイラー又はボイラーの圧力を受ける部分
（略）	（略）
日本産業規格G三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五五（高圧配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五六（高温配管用炭素鋼鋼管）、日本産業規格G三四五八（配管用合金鋼鋼管）及び日本工業規格G三四五九（配管用ステンレス鋼管）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）
（略）	（略）
日本産業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本産業規格G四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格G四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	節炭器の管寄せであって火炎に触れない部分以外の部分
（略）	（略）
日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）、日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びに日本工業規格B八二七〇（圧力容器（基盤規格））の附属書五に定めるダクタイル鉄鋳造品及びマレアブル鉄鋳造品並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）

日本産業規格H三三〇〇（銅及び銅合金の継目無管）及びこれと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）
（略）	（略）

（材料の許容引張応力）

第三条　材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力は、次の各号に定めるところによる。

一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料の許容引張応力は、次に掲げる値のうち最小のものとする。

イ　常温における引張強さの最小値の三・五分の一

ロ　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一

ハ・ニ　（略）

二　（略）

2　（略）

（フランジ）

第四十条　フランジは、その種類に応じ、日本産業規格B二二二〇（鋼製管フランジ）若しくは日本産業規格B二二三九（鋳鉄製管フランジ）に適合したもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

2　圧力を受けるフランジその他のものを植込みボルトを用いて胴又は鏡板に取り付ける場合には、取付部が安全上必要な強度を有するようなねじ込みの長さとしなければならない。

第三章　工作及び水圧試験

第一節　工作

（適用範囲）

第四十二条　ボイラーの圧力を受ける部分の工作は、この節の定めるところによらなければならない。ただし、圧縮応力以外に応力を生じない部分の工作については、この限りでない。

（熱処理）

第四十六条　（略）

2　溶接後熱処理は、日本産業規格B八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格（以下この項において「日本産業規格等」という。）に定めるところにより、炉内で行わなければならない。ただし、胴、管寄せ、管等の周継手等局部加熱の方法によることができると認められる溶接部の溶接後熱処理は、局部加熱の方法によることができる。この場合において、当該日本産業規格等に定められた保持温度又は保持時間を低減することができる場合は、現場溶接、使用材料及び構造等により当該日本産業規格等に定める保持温度及び保持時間で当該溶接後熱処理を行うことが困難な場合又は適当でない場合に限るものとする。

3　（略）

第四十六条の二　曲げ加工又は成形加工を行った部分（圧力を受ける部分に限る。）は、日本産業規格B八二〇一（陸用鋼製ボイラー構造）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより、熱処理を行わなければならない。

（機械試験の種類等）

第五十条　（略）

2　機械試験における試験片は、日本産業規格B八二六七（圧力容器の設計）の附属書Ｏ又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取し、その数は機械試験の種類ごとに一とする。

日本工業規格H三三〇〇（銅及び銅合金の継目無管）及びこれと同等以下の機械的性質を有するもの	（略）
（略）	（略）

（材料の許容引張応力）

第三条　材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力は、次の各号に定めるところによる。

一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料の許容引張応力は、次に掲げる値のうち最小のものとする。

イ　常温における引張強さの最小値の四分の一

ロ　材料の使用温度における引張強さの四分の一

ハ・ニ　（略）

二　（略）

2　（略）

（フランジ）

第四十条　フランジは、その種類に応じ、日本工業規格B二二二〇（鋼製溶接式管フランジ）、日本工業規格B二二三八（鋼製管フランジ通則）若しくは日本工業規格B二二三九（鋳鉄製管フランジ通則）に適合したもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

2　圧力を受けるフランジその他のものを植ねじを用いて胴又は鏡板に取り付ける場合には、取付部が安全上必要な強度を有するようなねじ込みの長さとしなければならない。

第三章　工作及び水圧試験

第一節　溶接

（適用範囲）

第四十二条　ボイラーの圧力を受ける部分の溶接は、この節の定めるところによらなければならない。ただし、圧縮応力以外に応力を生じない部分の溶接については、この限りでない。

（溶接後熱処理）

第四十六条　（略）

2　溶接後熱処理は、日本産業規格Z三七〇〇（溶接後熱処理方法）又はこれと同等と認められる規格（以下この項において「日本産業規格等」という。）に定めるところにより、炉内で行わなければならない。ただし、胴、管寄せ、管等の周継手等局部加熱の方法によることができると認められる溶接部の溶接後熱処理は、局部加熱の方法によることができる。この場合において、当該日本産業規格等に定められた保持温度又は保持時間を低減することができる場合は、現場溶接、使用材料及び構造等により当該日本産業規格等に定める保持温度及び保持時間で当該溶接後熱処理を行うことが困難な場合又は適当でない場合に限るものとする。

3　（略）

（新設）

（機械試験の種類等）

第五十条　（略）

2　機械試験における試験片は、日本産業規格B八二六五（圧力容器の構造―一般事項）の附属書十一又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取し、その数は機械試験の種類ごとに一とする。

第六十一条　ボイラーは、最高使用圧力の一・三倍の圧力（その値が〇・二メガパスカル未満のときは、〇・二メガパスカル）により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

２　（略）

３　次の各号に掲げるボイラーの部分は、それぞれ当該各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。この場合において、第一号の水圧試験は、穴あけするものにあっては、穴あけ前に行うものとし、かつ、当該水圧試験圧力が前項に規定する圧力より小さい場合には、同項に規定する圧力によるものとする。

一　水管ボイラーの溶接部品　最高使用圧力の一・三倍の圧力

二　（略）

４　前項第一号の水圧試験は、ボイラーの組立て後、溶接部について放射線検査又は超音波探傷試験が実施でき、かつ、当該溶接部の補修が可能である場合には、省略することができる。

（銘板）

第六十四条　最高使用圧力が〇・一メガパスカルを超える蒸気ボイラーに備えるリフトが弁座口の径の十五分の一以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本産業規格Ｂ八二一〇（安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

２　（略）

（圧力計）

第六十六条　蒸気ボイラーの蒸気部、水柱管又は水柱管に至る蒸気側連絡管には、次の各号に定めるところにより、指示値を確実に確認できる圧力計（最大指示値が最高使用圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力であるものに限る。）を取り付けなければならない。

一～三　（略）

（削る）

２　前項の圧力計は、停電の場合においても有効に機能するものでなければならない。

（温水ボイラーの水高計）

第六十七条　温水ボイラーには、ボイラー本体又は温水の出口付近に、コック又は弁の開閉状況を容易に知ることができるように水高計（最大指示値が最高使用圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力であるものに限る。）を取り付けなければならない。ただし、水高計に代えて圧力計を取り付けることができる。

（削る）

（削る）

（ガラス水面計）

第六十九条　蒸気ボイラー（貫流ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）を除く。）には、ボイラー本体又は水柱管に、ガラス水面計を二個（多管式貫流ボイラーにあっては一個）以上取り付けなければならない。ただし、次の各号に掲げる蒸気ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）にあっては、そのうちの一個をガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。

一・二　（略）

２～４　（略）

第六十一条　ボイラーは、最高使用圧力の一・五倍の圧力（その値が〇・二メガパスカル未満のときは、〇・二メガパスカル）により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

２　（略）

３　次の各号に掲げるボイラーの部分は、それぞれ当該各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。この場合において、第一号の水圧試験は、穴あけするものにあっては、穴あけ前に行うものとし、かつ、当該水圧試験圧力が前項に規定する圧力より小さい場合には、同項に規定する圧力によるものとする。

一　水管ボイラーの溶接部品　最高使用圧力の一・五倍の圧力

二　（略）

４　前項第一号の水圧試験は、ボイラーの組立て後、溶接部について放射線検査又は超音波探傷試験が実施でき、かつ、当該溶接部の補修が可能である場合には、当該水圧試験を省略することができる。

（銘板）

第六十四条　最高使用圧力が〇・一メガパスカルを超える蒸気ボイラーに備えるリフトが弁座口の径の十五分の一以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本工業規格Ｂ八二一〇（蒸気用及びガス用ばね安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

２　（略）

（圧力計）

第六十六条　蒸気ボイラーの蒸気部、水柱管又は水柱管に至る蒸気側連絡管には、次の各号に定めるところにより、圧力計を取り付けなければならない。

一～三　（略）

四　圧力計の目盛盤の最大指度は、最高使用圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力を示す指度とすること。

五　圧力計の目盛盤の径は、目盛りを確実に確認できるものであること。

（新設）

（温水ボイラーの水高計）

第六十七条　温水ボイラーには、次の各号に定めるところにより、ボイラー本体又は温水の出口付近に水高計を取り付けなければならない。ただし、水高計に代えて圧力計を取り付けることができる。

一　コック又は弁の開閉状況を容易に知ることができること。

二　水高計の目盛盤の最大指度は、最高使用圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力を示す指度とすること。

（ガラス水面計）

第六十九条　蒸気ボイラー（貫流ボイラーを除く。）には、ボイラー本体又は水柱管に、ガラス水面計を二個以上取り付けなければならない。ただし、次の各号に掲げる蒸気ボイラーにあっては、そのうちの一個をガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。

一・二　（略）

２～４　（略）

（吹出し管及び吹出し弁の大きさと数）

第七十八条　蒸気ボイラー（貫流ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）を除く。）には、スケールその他の沈殿物を排出することができる吹出し管であって吹出し弁又は吹出しコックを取り付けたものを備えなければならない。

2　前項の吹出し弁及び吹出しコックの数並びに吹出し管の設置方法は、日本産業規格Ｂ八二〇一（陸用鋼製ボイラー構造）に定めるところによらなければならない。

（削る）

（鋳鉄製ボイラーの制限）

第八十八条　次の各号に掲げる蒸気ボイラー又は温水ボイラーは、鋳鉄製としてはならない。

一　（略）

二　圧力〇・五メガパスカル（日本産業規格Ｂ八二〇三（鋳鉄ボイラー構造）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによって破壊試験を行い、当該試験の結果に基づき最高使用圧力を算定する場合にあっては、一メガパスカルまで）を超える温水ボイラー

三　（略）

（圧力計、水高計及び温度計）

第九十六条　（略）

2　（略）

3　第六十六条の規定は蒸気ボイラーの圧力計（前項ただし書の圧力計を除く。）について、第六十七条の規定は温水ボイラーの水高計及び前項ただし書の圧力計について、第六十八条第二項の規定は温水ボイラーの温度計について準用する。

（圧力容器構造規格の一部改正）

第二条　圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（材料の許容引張応力） **第三条**　材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力は、次の各号に定めるところによる。 一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料の許容引張応力は、次に掲げる値のうち最小のものとする。 イ　常温における引張強さの最小値の三・五分の一 ロ　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一 ハ・ニ　（略） 二・三　（略） 2　（略） （材料の許容圧縮応力） **第六条**　材料（鋳鉄を除く。）の許容圧縮応力は、許容引張応力又は許容座屈応力のうち、いずれか小さい値に等しい値とする。 2　（略） （板の厚さ） **第十条**　胴その他圧力を受ける部分に使用する板の厚さは、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによらなければならない。 （削る） （削る）	（材料の許容引張応力） **第三条**　材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力は、次の各号に定めるところによる。 一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料の許容引張応力は、次に掲げる値のうち最小のものとする。 イ　常温における引張強さの最小値の四分の一 ロ　材料の使用温度における引張強さの四分の一 ハ・ニ　（略） 二・三　（略） 2　（略） （材料の許容圧縮応力） **第六条**　材料（鋳鉄を除く。）の許容圧縮応力は、許容引張応力に等しい値とする。 2　（略） （板の厚さ） **第十条**　胴その他圧力を受ける部分に使用する板の厚さは、次の各号に掲げる板の種類に応じ、それぞれ各号に掲げる厚さとしなければならない。 一　炭素鋼鋼板及び低合金鋼鋼板　二・五ミリメートル以上 二　高合金鋼鋼板及び非鉄金属板　一・五ミリメートル以上

（吹出し管及び吹出し弁の大きさと数）

第七十八条　蒸気ボイラー（貫流ボイラーを除く。）には、スケールその他の沈殿物を排出することができる吹出し管であって吹出し弁又は吹出しコックを取り付けたものを備えなければならない。

2　最高使用圧力一メガパスカル以上の蒸気ボイラー（移動式ボイラーを除く。）の吹出し管には、吹出し弁を二個以上又は吹出し弁と吹出しコックをそれぞれ一個以上直列に取り付けなければならない。

3　二以上の蒸気ボイラーの吹出し管は、ボイラーごとにそれぞれ独立していなければならない。

（鋳鉄製ボイラーの制限）

第八十八条　次の各号に掲げる蒸気ボイラー又は温水ボイラーは、鋳鉄製としてはならない。

一　（略）

二　圧力〇・五メガパスカル（日本産業規格Ｂ八二〇三（鋳鉄ボイラー構造）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによって破壊試験を行い、当該試験の結果に基づき最高使用圧力を算定する場合にあっては、一メガパスカルまで）を超える温水ボイラー

三　（略）

（圧力計、水高計及び温度計）

第九十六条　（略）

2　（略）

3　第六十六条（第五号を除く。）の規定は蒸気ボイラーの圧力計について、第六十七条の規定は温水ボイラーの水高計について、第六十八条第二項の規定は温水ボイラーの温度計について準用する。

（フランジ）

第三十六条　フランジは、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

（削る）

第三章　工作及び水圧試験

第一節　工作

（適用範囲）

第三十九条　第一種圧力容器の圧力を受ける部分の工作は、この節の定めるところによらなければならない。ただし、圧縮応力以外に応力を生じない部分の工作については、この限りでない。

（溶接継手の効率）

第四十二条　（略）

２　前項の溶接継手の効率は、次の表の上欄に掲げる溶接継手の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値による。

溶接継手の種類	溶接継手の効率（単位　パーセント）			
	全線放射線検査を行う場合	部分放射線検査を行う場合	スポット放射線検査を行う場合	放射線検査を行わない場合
一　突合せ両側溶接継手又は突合せ片側溶接継手（裏当てを用いる方法その他の方法によって十分な溶込みが得られるものに限る。次号において同じ。）であって裏当てが残っていないもの	一〇〇	九五	八五	七〇
二　突合せ片側溶接継手であって裏当てが残っているもの	九〇	八五	八十	六五
三　前二号以外の突合せ片側溶接継手	—	—	—	六〇
四　両側全厚すみ肉重ね溶接継手	—	—	—	五五
五　プラグ溶接を行う片側全厚すみ肉重ね溶接継手	—	—	—	五〇
六　プラグ溶接を行わない片側全厚すみ肉重ね溶接継手	—	—	—	四五

（フランジ）

第三十六条　胴フランジは、その種類に応じ、日本産業規格Ｂ二二二〇（鋼製管フランジ）、日本産業規格Ｂ二二三九（鋳鉄製管フランジ）、日本産業規格Ｂ二二四〇（銅合金製管フランジ）若しくは日本産業規格Ｂ二二四一（アルミニウム合金製管フランジ）に適合したもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。ただし、日本産業規格Ｂ二二二〇、日本産業規格Ｂ二二三九、日本産業規格Ｂ二二四〇及び日本産業規格Ｂ二二四一における呼び圧力を超える圧力には使用してはならない。

２　胴フランジ以外のフランジは、日本産業規格Ｂ二二二〇（鋼製管フランジ）、日本産業規格Ｂ二二三九（鋳鉄製管フランジ）、日本産業規格Ｂ二二四〇（銅合金製管フランジ）若しくは日本産業規格Ｂ二二四一（アルミニウム合金製管フランジ）に適合したもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

第三章　工作及び水圧試験

第一節　溶接

（適用範囲）

第三十九条　第一種圧力容器の圧力を受ける部分の溶接は、この節の定めるところによらなければならない。ただし、圧縮応力以外に応力を生じない部分の溶接については、この限りでない。

（溶接継手の効率）

第四十二条　（略）

２　前項の溶接継手の効率は、次の表の上欄に掲げる溶接継手の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる値による。

溶接継手の種類	溶接継手の効率（単位　パーセント）			
	全線放射線検査を行う場合	部分放射線検査を行う場合	（新設）	放射線検査を行わない場合
一　突合せ両側溶接継手又は突合せ片側溶接継手（裏当てを用いる方法その他の方法によって十分な溶込みが得られるものに限る。次号において同じ。）であって裏当てが残っていないもの	一〇〇	九五	（新設）	七〇
二　突合せ片側溶接継手であって裏当てが残っているもの	九〇	八五	（新設）	六五
三　前二号以外の突合せ片側溶接継手	—	—	（新設）	六〇
四　両側全厚すみ肉重ね溶接継手	—	—	（新設）	五五
五　プラグ溶接を行う片側全厚すみ肉重ね溶接継手	—	—	（新設）	五〇
六　プラグ溶接を行わない片側全厚すみ肉重ね溶接継手	—	—	（新設）	四五

備考

一　（略）

二　部分放射線検査とは、溶接線の全長の二十パーセント以上に相当する部分（長手継手と周継手が交差する部分がある場合にあっては、当該交差する部分を含み、当該二十パーセント以上に相当する部分の長さが三百ミリメートル未満である場合には、三百ミリメートルとする。）について行う放射線検査をいう。

三　スポット放射線検査とは、溶接線の全長について、溶接線の始点から十五メートルごとの位置（端数が生じる場合は、始点から最も遠い十五メートルごとの位置と溶接線の終点の間の位置を含む。）において、溶接線の百五十ミリメートルの部分について行う放射線検査をいう。

（熱処理）

第四十三条　（略）

2　（略）

3　溶接後熱処理は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格（以下この項において「日本産業規格等」という。）に定めるところにより、炉内で行わなければならない。ただし、胴、管等の周継手等局部加熱の方法によることができると認められる溶接部の溶接後熱処理は、局部加熱の方法によることができる。この場合において、当該日本産業規格等に定められた保持温度又は保持時間を低減することができる場合は、現場溶接、使用材料及び構造等により当該日本産業規格等に定める保持温度及び保持時間で当該溶接後熱処理を行うことが困難な場合又は適当でない場合に限るものとする。

4　（略）

第四十三条の二　曲げ加工又は成形加工を行った部分（圧力を受ける部分に限る。）は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより、熱処理を行わなければならない。

（機械試験及び試験片）

第四十七条　試験板について行う機械試験の種類及び試験片の数は、試験板の厚さに応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。ただし、機械試験のうち衝撃試験については、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格の定めるところによる。

試験板の厚さ	機械試験の種類	試験片の数
（略）	（略）	（略）

備考

（略）

（削る）

2　機械試験における試験片は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取しなければならない。

備考

一　（略）

二　部分放射線検査とは、溶接線の全長の二十パーセント以上について行う放射線検査をいう。

（新設）

（溶接後熱処理）

第四十三条　（略）

2　（略）

3　溶接後熱処理は、日本産業規格Ｚ三七〇〇（溶接後熱処理方法）又はこれと同等と認められる規格（以下この項において「日本産業規格等」という。）に定めるところにより、炉内で行わなければならない。ただし、胴、管等の周継手等局部加熱の方法によることができると認められる溶接部の溶接後熱処理は、局部加熱の方法によることができる。この場合において、当該日本産業規格等に定められた保持温度又は保持時間を低減することができる場合は、現場溶接、使用材料及び構造等により当該日本産業規格等に定める保持温度及び保持時間で当該溶接後熱処理を行うことが困難な場合又は適当でない場合に限るものとする。

4　（略）

（新設）

（機械試験及び試験片）

第四十七条　試験板について行う機械試験の種類及び試験片の数は、試験板の厚さに応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

試験板の厚さ	機械試験の種類	試験片の数
（略）	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　最低使用温度が零下十度未満の第一種圧力容器については、衝撃試験を行わなければならない。ただし、母材がオーステナイト系ステンレス鋼又は非鉄金属である場合は、衝撃試験を省略することができる。

2　機械試験における試験片は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取しなければならない。

（引張試験の合格基準）

第四十九条　引張試験は、試験片の引張強さが母材の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める値以上である場合に、これを合格とする。

一　九パーセントニッケル鋼、アルミニウム及びアルミニウム合金、銅及び銅合金並びにチタン及びチタン合金（許容引張応力の値を超えて使用されるものを除く。）　許容引張応力の値の三・五倍の値

二　（略）

２・３　（略）

（衝撃試験）

第五十二条　（略）

２　衝撃試験片の形状及び寸法は、日本産業規格Ｚ二二四二（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するＶノッチ試験片又はこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとし、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取しなければならない。

（衝撃試験の合格基準）

第五十三条　衝撃試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験を行うことができる条件）

第五十四条　第四十九条又は第五十一条の規定により機械試験に不合格となった場合及び前条の規定により不合格となった場合の再試験は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験の試験片及び合格基準）

第五十五条　（略）

２　衝撃試験の再試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

３　（略）

（放射線検査）

第五十六条　次の各号に掲げる溶接継手は、第四十二条第二項の全線放射線検査を行い、当該検査の結果は第五十八条各号に掲げる要件（次項及び第六十二条第一項において単に「要件」という。）を具備しなければならない。ただし、放射線検査を行うことが困難である溶接継手の部分については、この限りでない。

一～六　（略）

２　前項各号に掲げる溶接継手以外の長手継手、周継手等は、第四十二条第二項の部分放射線検査又は同項のスポット放射線検査を行い、その検査の結果が要件を具備しなければならない。ただし、都道府県労働局長が放射線検査の必要がないと認めた溶接継手及び外圧のみが加わる溶接継手については、この限りでない。

３　（略）

（引張試験の合格基準）

第四十九条　引張試験は、試験片の引張強さが母材の種類に応じ、それぞれ次の各号に定める値以上である場合に、これを合格とする。

一　九パーセントニッケル鋼、アルミニウム及びアルミニウム合金、銅及び銅合金並びにチタン及びチタン合金（許容引張応力の値を超えて使用されるものを除く。）　許容引張応力の値の四倍の値

二　（略）

２・３　（略）

（衝撃試験）

第五十二条　（略）

２　衝撃試験片の形状及び寸法は、日本産業規格Ｚ二二四二（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するＶノッチ試験片又はこれと同等と認められる規格に定めるところによるものとし、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところにより採取しなければならない。

（衝撃試験の合格基準）

第五十三条　衝撃試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験を行うことができる条件）

第五十四条　第四十九条又は第五十一条の規定により機械試験に不合格となった場合及び前条の規定により不合格となった場合の再試験は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（再試験の試験片及び合格基準）

第五十五条　（略）

２　衝撃試験の再試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

３　（略）

（放射線検査）

第五十六条　次の各号に掲げる溶接継手は、その全長について放射線検査を行い、当該検査の結果は第五十八条各号に掲げる要件（次項及び第六十二条第一項において単に「要件」という。）を具備しなければならない。ただし、放射線検査を行うことが困難である溶接継手の部分については、この限りでない。

一～六　（略）

２　前項各号に掲げる溶接継手以外の長手継手、周継手等は、当該継手の全長の二十パーセントに相当する部分（長手継手と周継手が交差する部分がある場合にあっては、当該交差する部分を含み、当該二十パーセントに相当する部分の長さが三百ミリメートル未満である場合には、三百ミリメートルとする。）について放射線検査を行い、その検査の結果が要件を具備しなければならない。ただし、都道府県労働局長が放射線検査の必要がないと認めた溶接継手及び外圧のみが加わる溶接継手については、この限りでない。

３　（略）

（放射線検査の方法及び合格基準）

第五十八条　放射線検査の方法及びその結果は、母材の種類に応じ、それぞれ次の各号に掲げるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　アルミニウム及びアルミニウム合金　日本産業規格Ｚ三一〇五（アルミニウム溶接継手の放射線透過試験方法）によって行い、きず点数及びきず長さが当該日本産業規格に定める透過写真によるきずの像の分類方法により一類若しくは二類であって、かつ、割れ若しくは銅の巻込みがないこと又はこれと同等と認められる方法によって行い、これと同等と認められる結果であること。

四　（略）

（磁粉探傷試験）

第六十条　第五十六条第一項第五号に掲げる溶接継手並びに放射性物質、致死的物質等の有害な物を入れるため気密な構造とすることが必要とされる第一種圧力容器の開口部及び強め材等の取付溶接部（以下この項及び次条第一項において「溶接継手等」という。）は、その全長について磁粉探傷試験を行い、当該試験の結果は第三項に規定する要件を具備しなければならない。ただし、溶接継手等が非磁性のものである場合その他磁粉探傷試験を行うことが困難な場合については、この限りでない。

2　（略）

3　磁粉探傷試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（浸透探傷試験）

第六十一条　（略）

2　（略）

3　浸透探傷試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

第六十三条　第一種圧力容器は、その種類に応じ、それぞれ次の各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

一　鋼製又は非鉄金属製の第一種圧力容器　最高使用圧力の一・三倍の圧力に第四項による温度補正を行った圧力

二～四　（略）

2　（略）

3　大型の第一種圧力容器その他その構造が水を満たすのに適さない第一種圧力容器は、水圧試験に代えて気圧試験を行い異状のないものでなければならない。この場合において、試験圧力は、最高使用圧力の一・一倍の圧力に次項による温度補正を行った圧力とする。

（削る）

4　（略）

5　第三項の気圧試験の方法及び前項の水圧試験又は気圧試験の圧力の温度補正は日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによらなければならない。

（放射線検査の方法及び合格基準）

第五十八条　放射線検査の方法及びその結果は、母材の種類に応じ、それぞれ次の各号に掲げるところによらなければならない。

一・二　（略）

三　アルミニウム及びアルミニウム合金　日本工業規格Ｚ三一〇五（アルミニウム平板突合せ溶接部の放射線透過試験方法）によって行い、きず点数及びきず長さが当該日本工業規格に定める透過写真によるきずの像の分類方法により一類若しくは二類であって、かつ、割れ若しくは銅の巻込みがないこと又はこれと同等と認められる方法によって行い、これと同等と認められる結果であること。

四　（略）

（磁粉探傷試験）

第六十条　第五十六条第一項第五号に掲げる溶接継手並びに放射性物質、致死的物質等の有害な物を入れるため気密な構造とすることが必要とされる第一種圧力容器の開口部及び強め材等の取付溶接部（以下この項及び次条第一項において「溶接継手等」という。）は、その全長について磁粉探傷試験を行い、当該試験の結果は次項に規定する要件を具備しなければならない。ただし、溶接継手等が非磁性のものである場合その他磁粉探傷試験を行うことが困難な場合については、この限りでない。

2　（略）

3　磁粉探傷試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

（浸透探傷試験）

第六十一条　（略）

2　（略）

3　浸透探傷試験の合格基準は、日本産業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによる。

第六十三条　第一種圧力容器は、その種類に応じ、それぞれ次の各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

一　鋼製又は非鉄金属製の第一種圧力容器　最高使用圧力の一・五倍の圧力に第五項による温度補正を行った圧力

二～四　（略）

2　（略）

3　大型の第一種圧力容器その他その構造が水を満たすのに適さない第一種圧力容器は、水圧試験に代えて気圧試験を行い異状のないものでなければならない。この場合において、試験圧力は、最高使用圧力の一・二五倍の圧力に第五項による温度補正を行った圧力とする。

4　前項の気圧試験は、最高使用圧力の五十パーセントの圧力まで圧力を上げ、それ以降最高使用圧力の十パーセントの圧力ずつ段階的に圧力を上げて試験圧力に達した後、再び最高使用圧力まで圧力を下げて、この圧力において異状の有無を調べるものとする。

5　（略）

（新設）

（銘板）

第六十五条　最高使用圧力が〇・一メガパスカルを超える第一種圧力容器に備えるリフトが弁座口の径の十五分の一以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本産業規格Ｂ八二一〇（安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

２　（略）

（圧力計）

第六十八条　第一種圧力容器には、指示値を確実に確認できる圧力計（最大指示値が最高使用圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力であるものに限る。）を、コック又は弁の開閉状況を容易に知ることができるように、取り付けなければならない。

（削る）

（削る）

２　前項の圧力計は、停電の場合においても有効に機能するものでなければならない。

（準用）

第七十三条　前編（第二条の表第二号から第四号まで、第四十三条、第四十三条の二及び第四十五条から第六十二条までの規定を除く。）の規定は、第二種圧力容器について準用する。この場合において、第四十二条第二項の表に掲げる溶接継手の効率は、ボイラー溶接士でない者が行う溶接継手については、同表に掲げる値の八十五パーセントとする。

（小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格の一部改正）

第三条　小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和五十年労働省告示第八十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（材料） **第一条**　小型ボイラーの主要材料は、次に掲げる日本産業規格に適合したもの（当該日本産業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。 一　（略） 二　日本産業規格Ｇ三一〇三（ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板） （削る） 三～十四　（略） 十五　日本産業規格Ｇ五七〇五（可鍛鋳鉄品） （削る） （削る） （材料の許容引張応力） **第二条**　計算に使用する小型ボイラーの材料の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。	（材料） **第一条**　小型ボイラーの主要材料は、次に掲げる日本産業規格又は日本工業規格に適合したもの（当該日本産業規格又は日本工業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。 一　（略） 二　日本工業規格Ｇ三一〇三（ボイラ用圧延鋼材） 三　日本工業規格Ｇ三一〇四（リベット用圧延鋼材） 四～十五　（略） 十六　日本工業規格Ｇ五七〇二（黒心可鍛鋳鉄品） 十七　日本工業規格Ｇ五七〇三（白心可鍛鋳鉄品） 十八　日本工業規格Ｇ五七〇四（パーライト可鍛鋳鉄品） （材料の許容引張応力） **第二条**　計算に使用する小型ボイラーの材料の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　日本産業規格に定められた種類が明らかな鋼材（鋳鋼を除く。）	当該種類の鋼材について日本産業規格に定められた引張強さの最小値の四分の一

区分	許容引張応力の値
一　日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかな鋼材（鋳鋼を除く。）	当該種類の鋼材について日本産業規格又は日本工業規格に定められた引張強さの最小値の四分の一

二	（略）
三	日本産業規格に定められた種類が明らかな鋳鋼
四	（略）
五	日本産業規格に定められた種類が明らかな鋳鉄
六	（略）

（略）	
当該種類の鋳鋼について日本産業規格に定められた引張強さの最小値の六分の一	
（略）	
当該種類の鋳鉄について日本産業規格に定められた引張強さの最小値の八分の一	
（略）	

2　前項の規定にかかわらず、ボイラー構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十七号）第一編の規定に適合する小型ボイラー（以下「特定規格適合小型ボイラー」という。）については、材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料（二の項及び三の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の三・五分の一 二　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一 三　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の一・五分の一 四　材料の使用温度における降伏点又は〇・二パーセント耐力の一・五分の一（オーステナイト系ステンレス鋼鋼材であって、都道府県労働局長の認めた箇所に使用されるものについては、材料の使用温度における〇・二パーセント耐力の九十パーセントとすることができる。）
二　鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち熱処理等により強度を高めたボルト（三の項に掲げるものを除く。）	一の項から求めた値及び次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の五分の一 二　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の四分の一
三　鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち材料の使用温度が当該材料のクリープ領域にある場合	次に掲げる値のうち最小のもの 一　当該温度において千時間に〇・〇一パーセントのクリープを生ずる応力の平均値

（新設）

二	（略）
三	日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかな鋳鋼
四	（略）
五	日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかな鋳鉄
六	（略）

（略）	
当該種類の鋳鋼について日本産業規格又は日本工業規格に定められた引張強さの最小値の六分の一	
（略）	
当該種類の鋳鉄について日本産業規格又は日本工業規格に定められた引張強さの最小値の八分の一	
（略）	

二	当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の平均値の一・五分の一
三	当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の最小値の一・二五分の一

（新設）

3　第一項の規定にかかわらず、特定規格適合小型ボイラーについては、鋳造品の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）のFCD四〇〇及びFCD四五〇並びに日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	材料の使用温度における引張強さの六・二五分の一
二　一の項以外の鋳鉄品	材料の使用温度における引張強さの十分の一
三　日本産業規格G五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）であって、次項の表に掲げる化学成分の含有量が同表の上欄に掲げる鋳鋼品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下である鋳鋼品、日本産業規格G五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）、日本産業規格G五一二一（ステンレス鋼鋳鋼品）及び日本産業規格G五一五一（高温高圧用鋳鋼品）並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	○・八（都道府県労働局長の定める検査に合格したものにあっては、当該検査の種類及び方法に応じ、○・九又は一・○）を前項の表一の項又は三の項の規定から求めた値に乗じて得た値
四　三の項以外の鋳鋼品	○・六七を前項の表一の項又は三の項の規定から求めた値に乗じて得た値
五　非鉄金属鋳造品	○・八を前項の表一の項の規定から求めた値に乗じて得た値

（新設）

4　前項の表三の項の鋳鋼品の種類及び化学成分の含有量の値は次の表によるものとする。

鋳鋼品の種類	化学成分								
	炭素	マンガン	りん	硫黄	けい素	ニッケル	クロム	銅
SC三六〇及びSC四一〇	○・二五	○・七○	○・○四	○・○四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○
SC四五〇及びSC四八〇	○・三五	○・七○	○・○四	○・○四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○

備考

一　各成分の単位は、パーセントとする。

二　炭素の含有量の値が表中の値より〇・〇一減少するごとにマンガンの含有量を表中の値より〇・〇四増加することができる。ただし、マンガンの含有量の値は、一・一〇を超えてはならない。

三　ニッケル、クロム及び銅の含有量の合計の値は、一・〇を超えてはならない。

（水管の最小厚さ）

第十六条　水管の厚さは、次の算式により算定した値以上としなければならない。

$$t=\frac{Pd}{2\sigma_a}+1.5$$

この式において、t、P、d及びσ_aは、それぞれ次の値を表すものとする。

t　水管の最小厚さ（単位　ミリメートル）

P　最高圧力（単位　メガパスカル）

d　水管の外径（単位　ミリメートル）

σ_a　材料の許容引張応力で、次の表の上欄に掲げる鋼管については、第二条の規定にかかわらず、当該鋼管の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分		許容引張応力の値
電気抵抗溶接鋼管	日本産業規格に定められた種類が明らかなもの	（略）
（略）		（略）
鍛接鋼管及びアーク溶接鋼管	日本産業規格に定められた種類が明らかなもの	（略）
（略）		（略）

（特殊な形状の鋼製の小型ボイラー等の特例）

第十七条　（略）

2　鋳鉄製の小型ボイラーについて、その最高圧力が当該小型ボイラーを構成する各セクションのうち最も弱いと認められるものから三個を選び、水圧力を徐々に加えることにより破壊した時の水圧力（以下この項において「破壊圧力」という。）を求め、次の算式により算定した圧力（以下この条において「検定圧力」という。）以下である場合には、当該小型ボイラーは、第三条第三号、第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条及び前条の規定に適合するものとみなす。

$$P=\frac{P_0\sigma_a K}{5\sigma_t}$$

この式において、P、P_0、σ_a、K及びσ_tは、それぞれ次の値を表すものとする。

P　検定圧力（単位　メガパスカル）

P_0　水圧力を加えた三個のセクションの破壊圧力の最小値（単位　メガパスカル）

（水管の最小厚さ）

第十六条　水管の厚さは、次の算式により算定した値以上としなければならない。

$$t=\frac{Pd}{2\sigma_a}+1.5$$

この式において、t、P、d及びσ_aは、それぞれ次の値を表すものとする。

t　水管の最小厚さ（単位　ミリメートル）

P　最高圧力（単位　メガパスカル）

d　水管の外径（単位　ミリメートル）

σ_a　材料の許容引張応力で、次の表の上欄に掲げる鋼管については、第二条の規定にかかわらず、当該鋼管の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分		許容引張応力の値
電気抵抗溶接鋼管	日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかなもの	（略）
（略）		（略）
鍛接鋼管及びアーク溶接鋼管	日本産業規格又は日本工業規格に定められた種類が明らかなもの	（略）
（略）		（略）

（特殊な形状の鋼製の小型ボイラー等の特例）

第十七条　（略）

2　鋳鉄製の小型ボイラーについて、その最高圧力が当該小型ボイラーを構成する各セクションのうち最も弱いと認められるものから三個を選び、水圧力を徐々に加えることにより破壊した時の水圧力（以下この項において「破壊圧力」という。）を求め、次の算式により算定した圧力（以下この条において「検定圧力」という。）以下である場合には、当該小型ボイラーは、第三条第三号、第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条及び前条の規定に適合するものとみなす。

$$P=\frac{P_0\sigma_a K}{5\sigma_t}$$

この式において、P、P_0、σ_a、K及びσ_tは、それぞれ次の値を表すものとする。

P　検定圧力（単位　メガパスカル）

P_0　水圧力を加えた三個のセクションの破壊圧力の最小値（単位　メガパスカル）

σ_o　材料の最小引張強さ（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）で、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

（表略）

K　水圧力を加えた三個のセクションの破壊が曲げ応力によることが明らかである場合には一・五、その他の場合には一・〇とする。

σ_t　水圧力を加えた三個のセクションに対応する三個の試験片（日本産業規格Z二二四一（金属材料引張試験方法）に定める八号試験片の八Bによる。）の引張強さの平均値（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

3　（略）

第二十三条の二　前条の規定にかかわらず、特定規格適合小型ボイラーは、最高使用圧力の一・三倍の圧力（その値が〇・二メガパスカル未満のときは、〇・二メガパスカル）により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

2　特定規格適合小型ボイラーのうち、最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーについては、前条及び前項の規定にかかわらず、最高使用圧力に〇・一メガパスカルを加えた圧力（その値が〇・二メガパスカル未満のときは、〇・二メガパスカル）により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

3　前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定規格適合小型ボイラーの部分は、それぞれ当該各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。この場合において、第一号の水圧試験は、穴あけするものにあっては、穴あけ前に行うものとし、かつ、当該水圧試験圧力が前項に規定する圧力より小さい場合には、同項に規定する圧力によるものとする。

一　水管ボイラーの溶接部品　最高使用圧力の一・三倍の圧力

二　鋳鉄品の部分　最高使用圧力の二倍の圧力

4　前項第一号の水圧試験は、特定規格適合小型ボイラーの組立て後、溶接部について放射線検査又は超音波探傷試験が実施でき、かつ、当該溶接部の補修が可能である場合には、省略することができる。

（安全弁等）

第二十四条　（略）

2　安全弁は、容易に検査できる位置に、ボイラー本体に直接取り付け、かつ、弁軸を鉛直にしなければならない。

3　（略）

（圧力計）

第二十六条　（略）

2　圧力計は、指示値を確実に確認できるものとし、当該圧力計が示すことができる最大指示値は、当該圧力計が取り付けられているボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力でなければならない。

3　（略）

4　圧力計は、停電の場合においても有効に機能するものでなければならない。

（水高計等）

第二十七条　（略）

2　水高計の最大指示値は、当該温水ボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の水頭圧でなければならない。

3・4　（略）

σ_o　材料の最小引張強さ（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）で、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

（表略）

K　水圧力を加えた三個のセクションの破壊が曲げ応力によることが明らかである場合には一・五、その他の場合には一・〇とする。

σ_t　水圧力を加えた三個のセクションに対応する三個の試験片（日本工業規格Z二二〇一（金属材料引張試験片）に定める八号試験片の八Bによる。）の引張強さの平均値（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

3　（略）

（新設）

（安全弁等）

第二十四条　（略）

2　安全弁は、容易に検査できる位置に、ボイラー本体に直接取り付け、かつ、弁軸を垂直にしなければならない。

3　（略）

（圧力計）

第二十六条　（略）

2　圧力計の目盛盤の直径は、六十ミリメートル以上とし、目盛盤の最大指度は、当該圧力計が取り付けられているボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の圧力を示すものでなければならない。

3　（略）

（新設）

（水高計等）

第二十七条　（略）

2　水高計の目盛盤の最大指度は、当該温水ボイラーの最高圧力の一・五倍以上三倍以下の水頭圧を示すものでなければならない。

3・4　（略）

第二十八条　（略）

2　ガラス水面計のガラスは、日本産業規格Ｂ八二一一（ボイラー水面計ガラス）に適合するものでなければならない。

3　（略）

第三十条の二　温水ボイラーで圧力が〇・一メガパスカルを超えるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、温水温度がそれぞれ当該各号に掲げる温度に保たれるよう二個以上の温水温度自動制御装置を備えたものでなければならない。

一　最高圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の温水ボイラー　百二十度以下

二　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、特定規格適合小型ボイラー及びボイラー構造規格第二編の規定に適合する鋳鉄製の小型ボイラーには適用しない。

（材料）

第三十三条　小型圧力容器の主要材料は、次に掲げる日本産業規格に適合したもの（当該日本産業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

一　第一条各号に掲げる日本産業規格

二　日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

三　日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）

四　日本産業規格Ｈ三一〇〇（銅及び銅合金の板及び条）（タフピッチ銅板、りん脱酸銅板及びネーバル黄銅板に限る。）

（削る）

（削る）

五　日本産業規格Ｈ三三〇〇（銅及び銅合金の継目無管）（りん脱酸銅継目無管及び復水器用黄銅継目無管に限る。）

（削る）

六　日本産業規格Ｈ四〇〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）

七　日本産業規格Ｈ四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）

八　日本産業規格Ｈ四一四〇（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品）

九　日本産業規格Ｈ五一二〇（銅及び銅合金鋳物）（青銅鋳物に限る。）

十　（略）

（材料の許容引張応力）

第三十四条　（略）

2　計算に使用するステンレス鋼板の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるステンレス鋼板の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。次の表の下欄の温度の中間温度の場合における許容引張応力の値は、比例法により算定した値とする。

（表略）

3　計算に使用する銅及び銅合金の許容引張応力の値は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図に示すところによる。

第二十八条　（略）

2　ガラス水面計のガラス管は、日本工業規格Ｂ八二一一（ボイラ用水面計ガラス）に適合するものでなければならない。

3　（略）

第三十条の二　温水ボイラーで圧力が〇・一メガパスカルを超えるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、温水温度がそれぞれ当該各号に掲げる温度に保たれるよう二個以上の温水温度自動制御装置を備えたものでなければならない。

一　最高圧力を圧力で表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の温水ボイラー　百二十度以下

二　（略）

2　（略）

（新設）

（材料）

第三十三条　小型圧力容器の主要材料は、次に掲げる日本産業規格又は日本工業規格に適合したもの（当該日本産業規格又は日本工業規格に定められた試験を省略したものを含む。）又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

一　第一条各号に掲げる日本産業規格又は日本工業規格

二　日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板）

三　日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板）

四　日本工業規格Ｈ三一〇三（タフピッチ銅板）

五　日本工業規格Ｈ三一〇四（りん脱酸銅板）

六　日本工業規格Ｈ三二〇三（ネーバル黄銅板）

七　日本工業規格Ｈ三六〇三（りん脱酸銅継目無管）

八　日本工業規格Ｈ三六三二（復水器用黄銅継目無管）

九　日本工業規格Ｈ四〇〇〇（アルミニウムおよびアルミニウム合金の板および条）

十　日本工業規格Ｈ四〇八〇（アルミニウムおよびアルミニウム合金継目無管）

十一　日本工業規格Ｈ四一四〇（アルミニウムおよびアルミニウム合金鍛造品）

十二　日本工業規格Ｈ五一一一（青銅鋳物）

十三　（略）

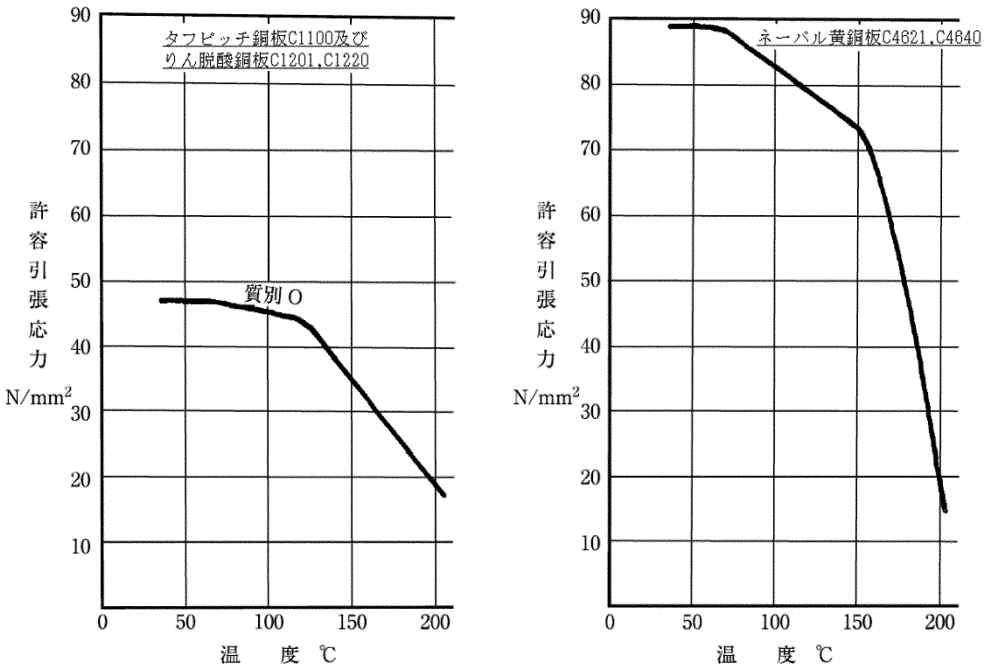
（材料の許容引張応力）

第三十四条　（略）

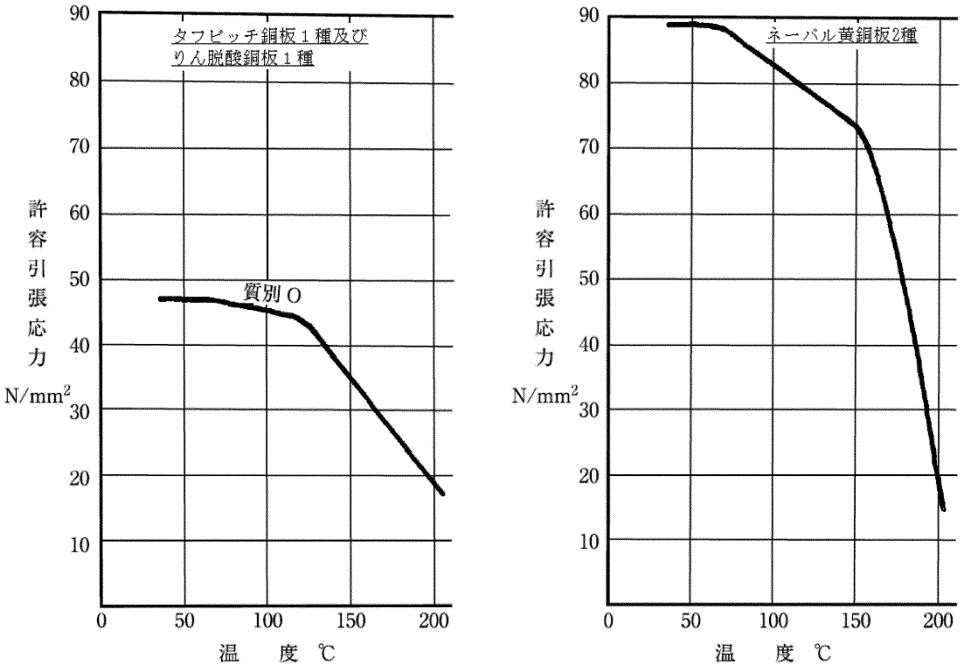
2　計算に使用するステンレス鋼板の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板）及び日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板）に定めるステンレス鋼板の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。次の表の下欄の温度の中間温度の場合における許容引張応力の値は、比例法により算定した値とする。

（表略）

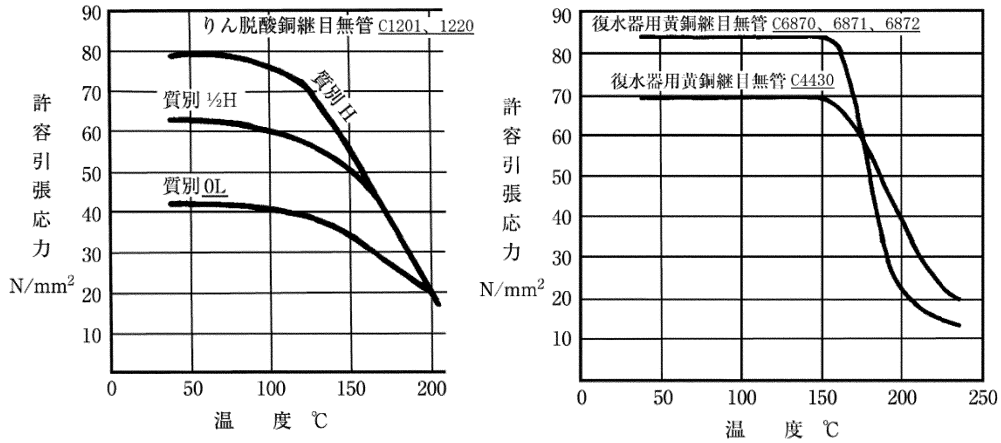
3　計算に使用する銅及び銅合金の許容引張応力の値は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図に示すところによる。



備考　これらの図において「タフピッチ銅板Ｃ1100」、「りん脱酸銅板Ｃ1201、Ｃ1220」及び「ネーバル黄銅板Ｃ4621、Ｃ4640」は、それぞれ日本産業規格H3100（銅及び銅合金の板及び条）に定めるタフピッチ銅板Ｃ1100、りん脱酸銅板Ｃ1201、Ｃ1220及びネーバル黄銅板Ｃ4621、Ｃ4640とする。

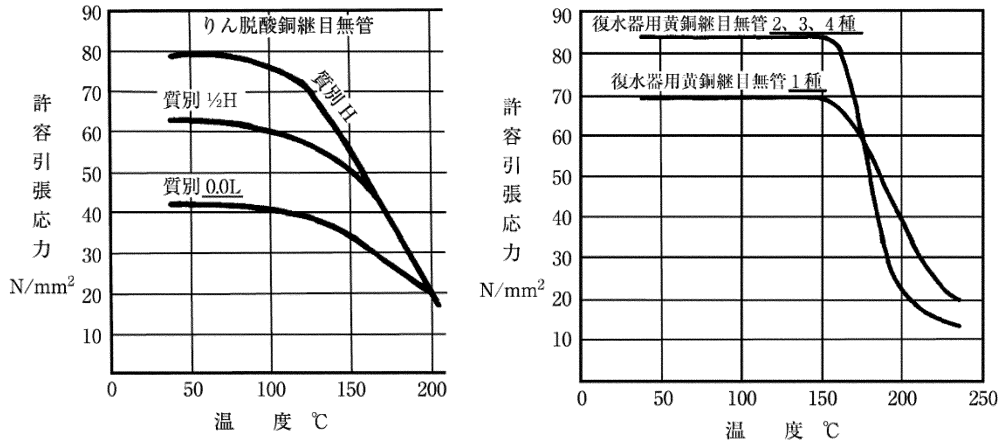


備考　これらの図において、「タフピッチ銅板１種」、「りん脱酸銅板１種」及び「ネーバル黄銅板２種」は、それぞれ日本工業規格H3103（タフピッチ銅板）に定める１種、H3104（りん脱酸銅板）に定める１種及びH3203（ネーバル黄銅）に定める２種とする。

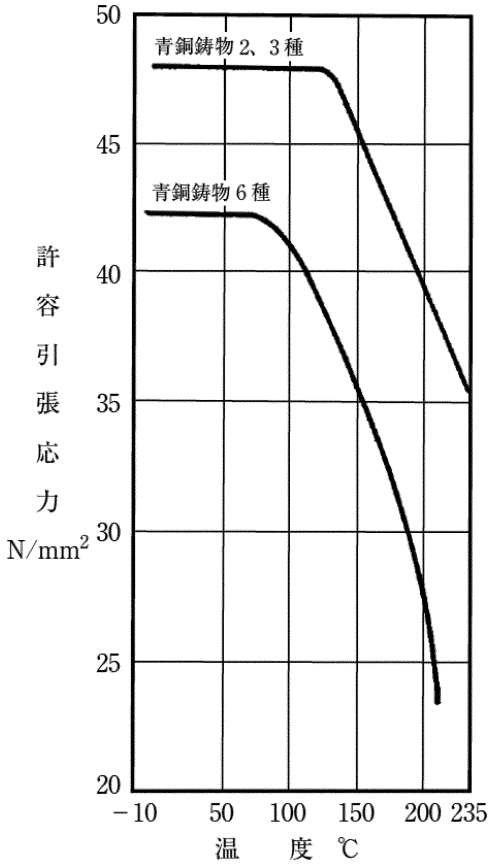


備考　これらの図において、「りん脱酸銅継目無管Ｃ1201、1220」、「復水器用黄銅継目無管Ｃ4430」及び「復水器用黄銅継目無管Ｃ6870、6871、6872」は、それぞれ日本産業規格H3300（銅及び銅合金の継目無管）に定めるりん脱酸銅継目無管Ｃ1201及びＣ1220、復水器用黄銅継目無管Ｃ4430並びに復水器用黄銅継目無管Ｃ6870、Ｃ6871及びＣ6872とする。

二　銅管及び銅合金管

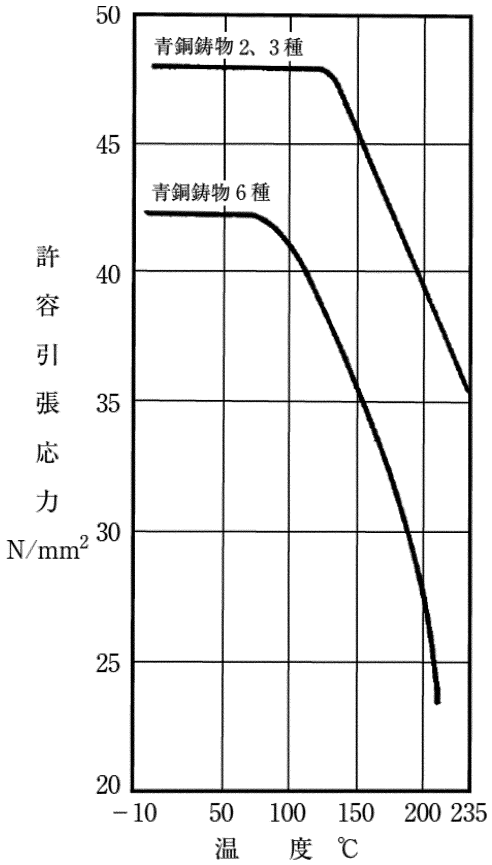


備考　これらの図において、「りん脱酸銅継目無管」、「復水器用黄銅継目無管１種」及び「復水器用黄銅継目無管２、３、４種」は、それぞれ日本工業規格H3603（りん脱酸銅継目無管）、H3632（復水器用黄銅継目無管）に定める１種並びにH3632（復水器用黄銅継目無管）に定める２種、３種及び４種とする。



備考　この図において、「青銅鋳物２、３種」及び「青銅鋳物６種」は、それぞれ日本産業規格H5120（銅及び銅合金鋳物）に定める青銅鋳物２種及び３種並びにH5120（銅及び銅合金鋳物）に定める青銅鋳物６種とする。

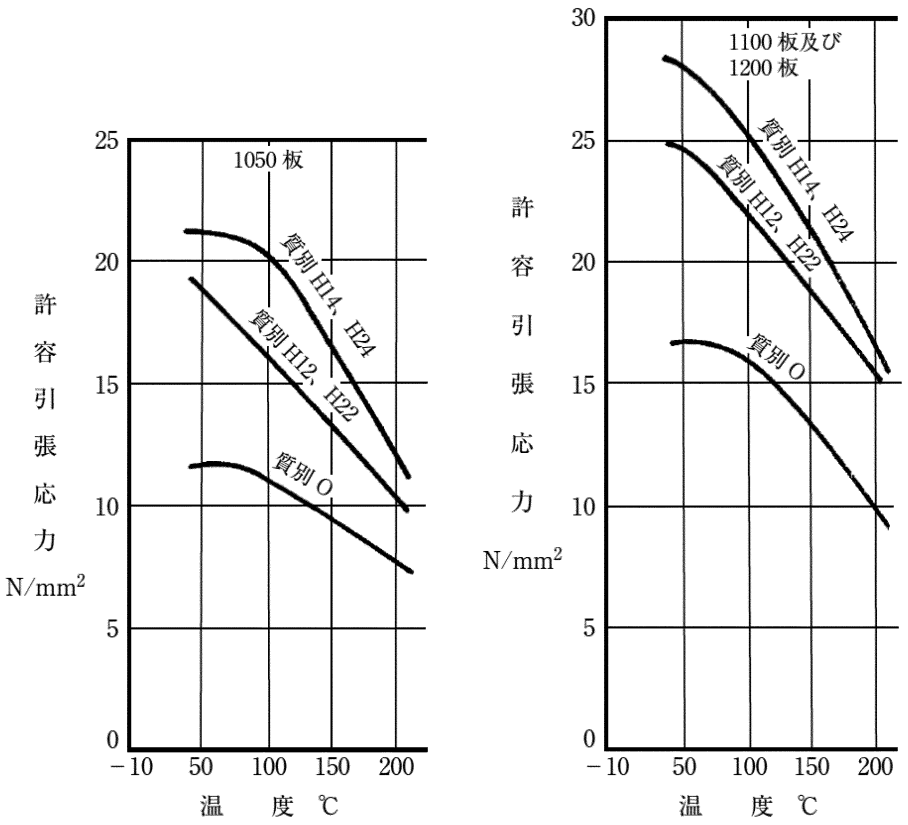
三　青銅鋳物



備考　この図において、「青銅鋳物２、３種」及び「青銅鋳物６種」は、それぞれ日本工業規格H5111（青銅鋳物）に定める２種及び３種並びにH5111（青銅鋳物）に定める６種とする。

4　計算に使用するアルミニウム及びアルミニウム合金の許容引張応力の値は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図に示すところによる。

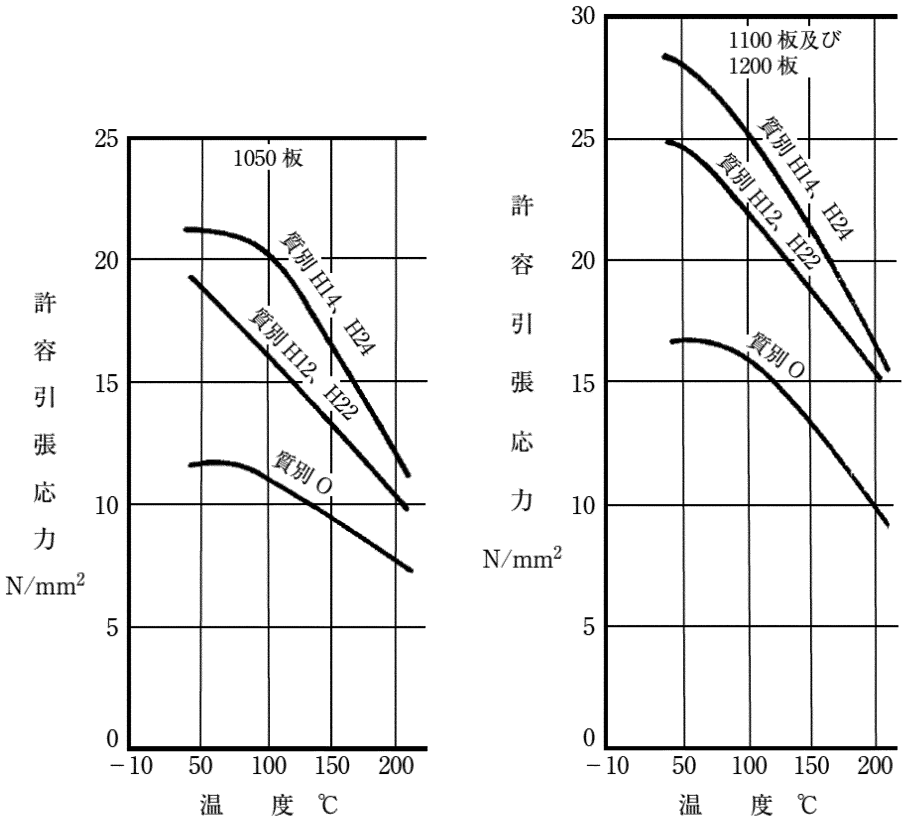
一　アルミニウム板



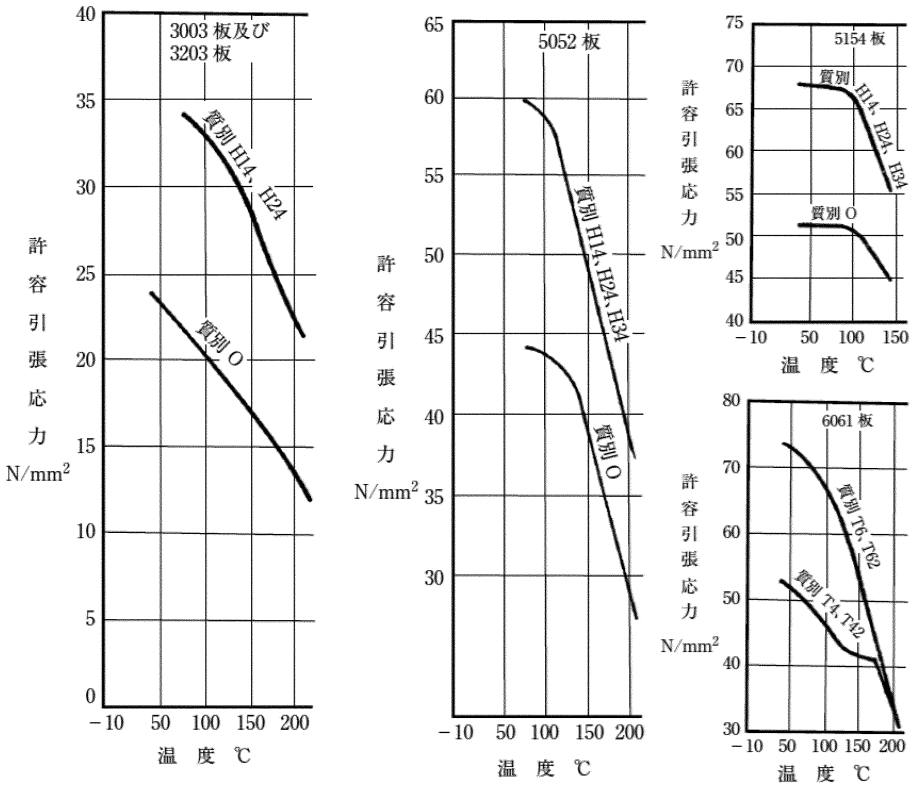
備考　これらの図において、「1050板」、「1100板」及び「1200板」は、それぞれ日本産業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める1050板、1100板及び1200板とする。

4　計算に使用するアルミニウム及びアルミニウム合金の許容引張応力の値は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図に示すところによる。

一　アルミニウム板

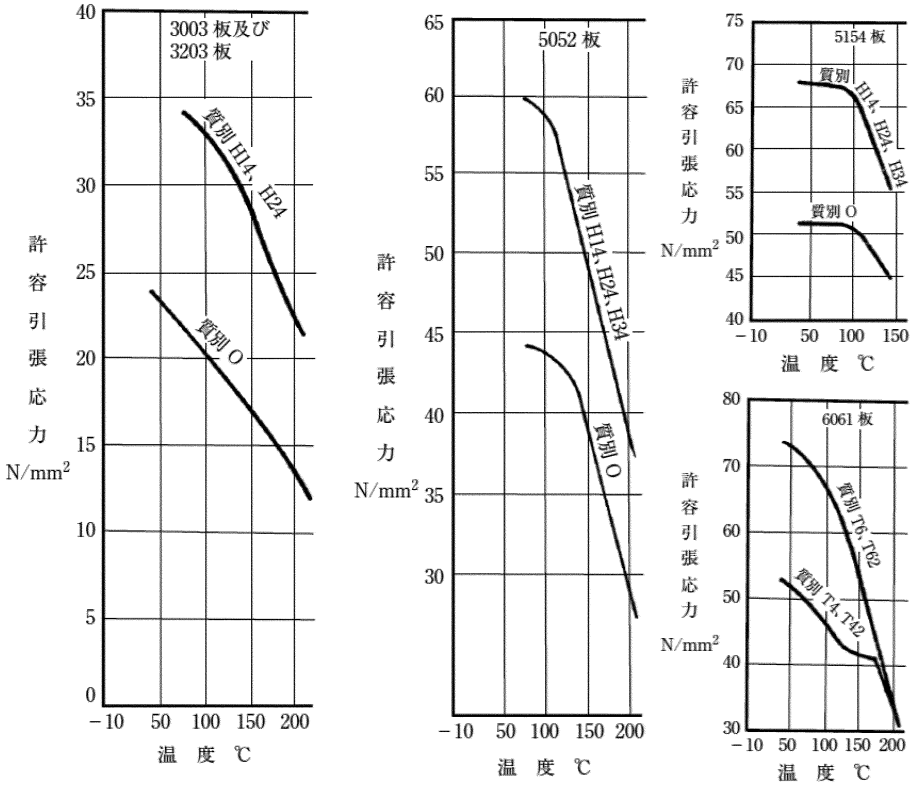


備考　これらの図において、「1050板」、「1100板」及び「1200板」は、それぞれ日本工業規格H4000（アルミニウムおよびアルミニウム合金の板および条）に定める1050板、1100板及び1200板とする。

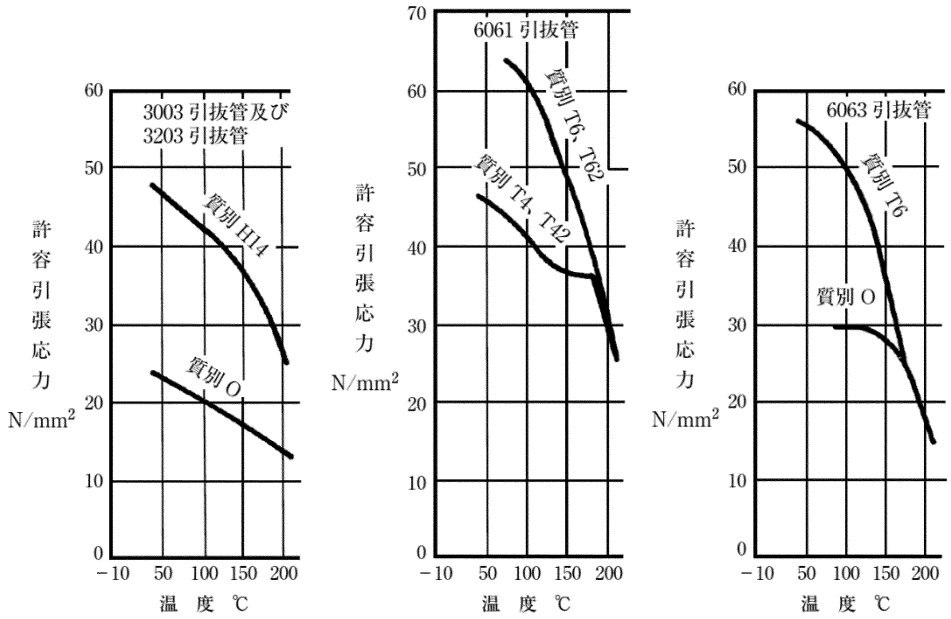


備考　これらの図において、「3003板」、「3203板」、「5052板」、「5154板」及び「6061板」は、それぞれ日本産業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める3003板、3203板、5052板、5154板及び6061板とする。

二　アルミニウム合金板

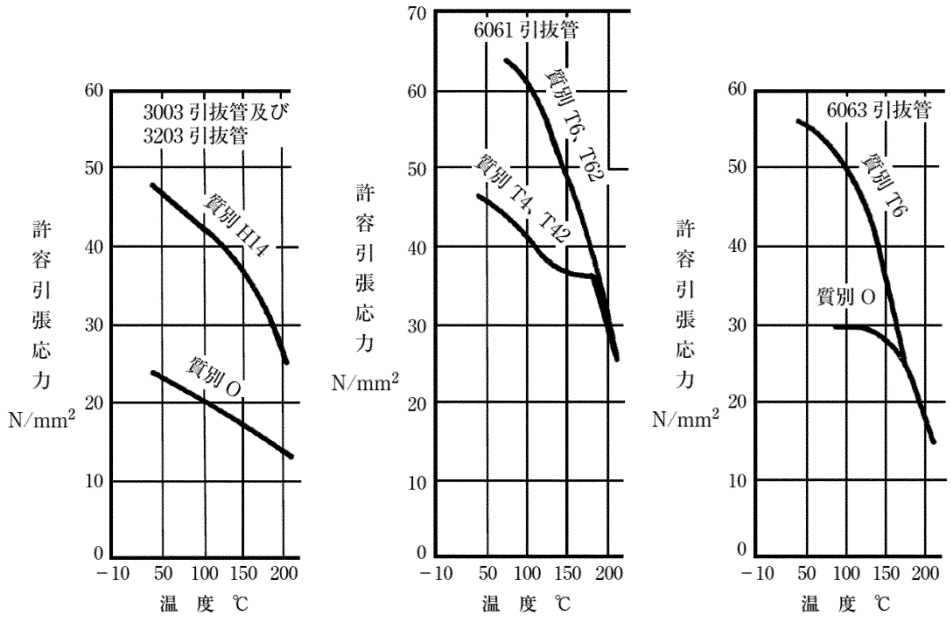


備考　これらの図において、「3003板」、「3203板」、「5052板」、「5154板」及び「6061板」は、それぞれ日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める3003板、3203板、5052板、5154板及び6061板とする。

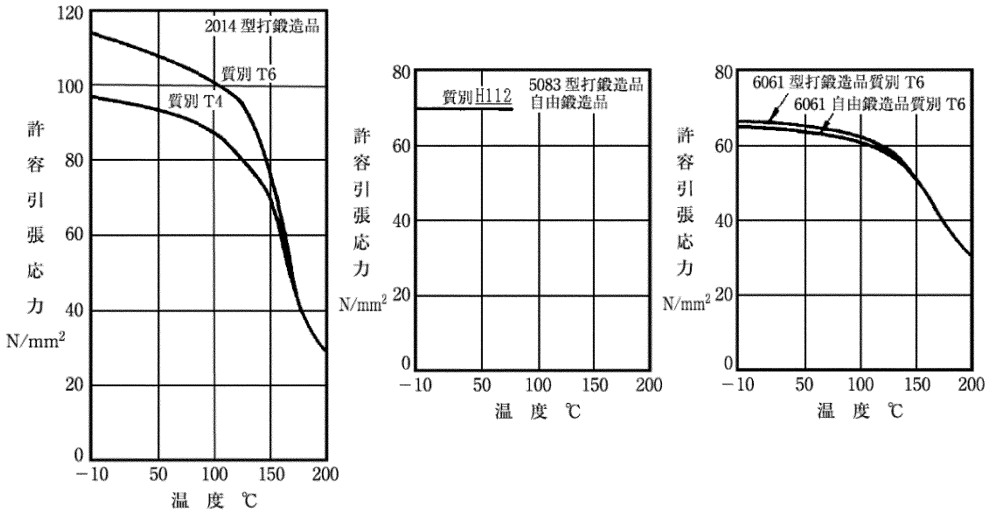


備考　これらの図において、「3003引抜管」、「3203引抜管」、「6061引抜管」及び「6063引抜管」は、それぞれ日本産業規格H4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）に定める3003引抜管、3203引抜管、6061引抜管及び6063引抜管とする。

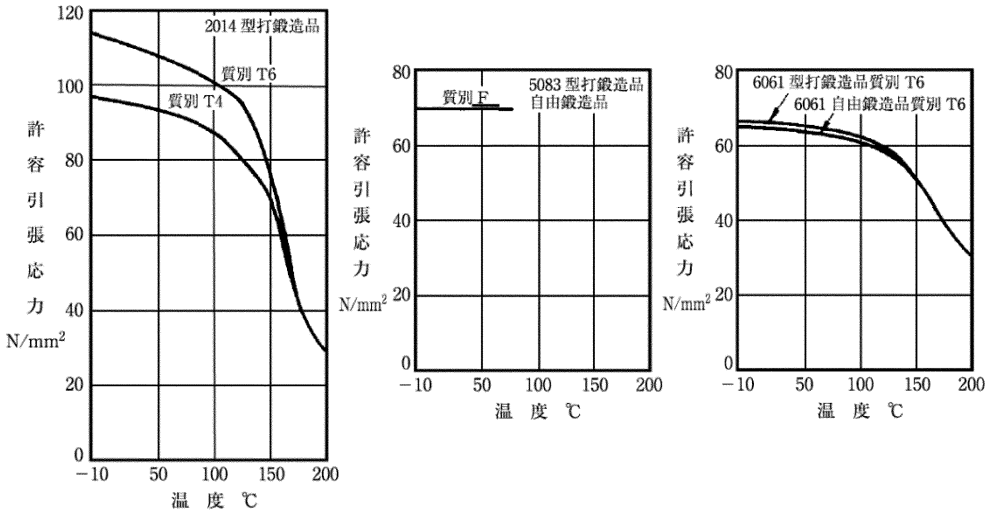
三　アルミニウム合金継目無管



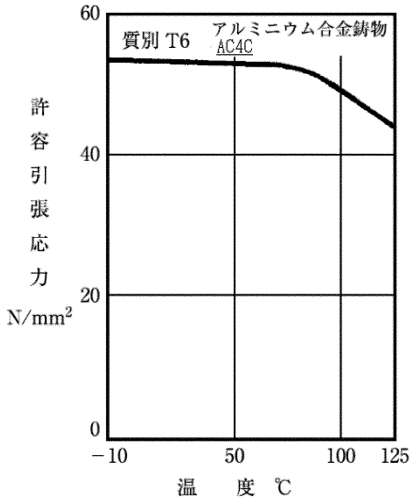
備考　これらの図において、「3003引抜管」、「3203引抜管」、「6061引抜管」及び「6063引抜管」は、それぞれ日本工業規格H4080（アルミニウムおよびアルミニウム合金継目無管）に定める3003引抜管、3203引抜管、6061引抜管及び6063引抜管とする。



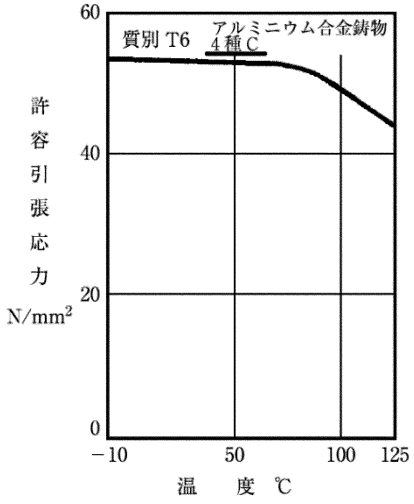
備考　これらの図において、「2014型打鍛造品」、「5083型打鍛造品、自由鍛造品」、「6061型打鍛造品」及び「6061自由鍛造品」は、それぞれ日本産業規格H4140（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品）に定める2014型打鍛造品、5083型打鍛造品及び自由鍛造品、6061型打鍛造品並びに6061自由鍛造品とする。



備考　これらの図において、「2014型打鍛造品」、「5083型打鍛造品、自由鍛造品」、「6061型打鍛造品」及び「6061自由鍛造品」は、それぞれ日本工業規格H4140（アルミニウムおよびアルミニウム合金鍛造品）に定める2014型打鍛造品、5083型打鍛造品及び自由鍛造品、6061型打鍛造品並びに6061自由鍛造品とする。



備考　この図において、「アルミニウム合金鋳物ＡＣ４Ｃ」は、日本産業規格H5202（アルミニウム合金鋳物）に定めるＡＣ４Ｃとする。



備考　この図において、「アルミニウム合金鋳物４種Ｃ」は、日本産業規格H5202（アルミニウム合金鋳物）に定める４種Ｃとする。

第三十四条の二　前条の規定にかかわらず、圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）第七十三条において準用する規定に適合する小型圧力容器（以下「特定規格適合小型圧力容器」という。）については、材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料（二の項から四の項までに掲げるものを除く。）	次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の三・五分の一 二　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一 三　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の一・五分の一 四　材料の使用温度における降伏点又は〇・二パーセント耐力の一・五分の一（オーステナイト系ステンレス鋼鋼材であって、都道府県労働局長の認めた箇所に使用されるものについては、材料の使用温度における〇・二パーセント耐力の九十パーセントとすることができる。）
二　鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち日本産業規格G三一一五（圧力容器用鋼板）、日本産業規格G三一一〇（圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板）、日本産業規格G三一二六（低温圧力容器用炭素鋼鋼板）及び日本産業規格G三一二七（低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板）に定める鉄鋼材料並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの（四の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の0.5（1.6－γ）倍の値 二　材料の使用温度における降伏点又は〇・二パーセント耐力の0.5（1.6－γ）倍の値 （この号において、γは、降伏点又は〇・二パーセント耐力と引張強さとの比を表すものとする。ただし、γの値が〇・七未満の場合には、〇・七とする。）

（新設）

三	鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち熱処理等により強度を高めたボルト（四の項に掲げるものを除く。）	一の項から求めた値及び次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の五分の一 二　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の四分の一
四	鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち材料の使用温度が当該材料のクリープ領域にある場合	次に掲げる値のうち最小のもの 一　当該温度において千時間に〇・〇一パーセントのクリープを生ずる応力の平均値 二　当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の平均値の一・五分の一 三　当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の最小値の一・二五分の一

（新設）

第三十四条の三　第三十四条の規定にかかわらず、特定規格適合小型圧力容器については、鋳造品の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

	区分	許容引張応力の値
一	鋳鉄品のうち日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）のFCD四〇〇及びFCD四五〇並びに日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	材料の使用温度における引張強さの六・二五分の一
二	一の項以外の鋳鉄品	材料の使用温度における引張強さの十分の一
三	鋳鋼品のうち日本産業規格G五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）であって、次項の表に掲げる化学成分の含有量が同表の上欄に掲げる鋳鋼品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下である鋳鋼品、日本産業規格G五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）、日本産業規格G五一二一（ステンレス鋼鋳鋼品）、日本産業規格G五一五	〇・八（都道府県労働局長が定める検査に合格したものにあっては、当該検査の種類及び方法に応じ、〇・九又は一・〇）を前条の表一の項又は四の項の規定から求めた値に乗じて得た値

一	（高温高圧用鋳鋼品）及び日本産業規格G五一五二（低温高圧用鋳鋼品）並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	
四	三の項以外の鋳鋼品	○・六七を前条の表一の項又は四の項の規定から求めた値に乗じて得た値
五	非鉄金属鋳造品	○・八を前条の表一の項の規定から求めた値に乗じて得た値

2　前項の表三の項の鋳鋼品の種類及び化学成分の含有量の値は次の表によるものとする。

鋳鋼品の種類	化学成分							
	炭素	マンガン	りん	硫黄	けい素	ニッケル	クロム	銅
SC三六〇及びSC四一〇	○・二五	○・七○	○・○四	○・○四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○
SC四五〇及びSC四八〇	○・三五	○・七○	○・○四	○・○四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○

備考

一　各成分の単位は、パーセントとする。

二　炭素の含有量の値が表中の値より○・○一減少するごとにマンガンの含有量の値は、一・一○を超えてはならない。ただし、マンガンの含有量の値は、一・四○を超えてはならない。

三　ニッケル、クロム及び銅の含有量の合計の値は、一・○を超えてはならない。

（外面に圧力を受ける板の最小厚さ）

第三十六条　外面に圧力を受ける胴等の板の厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した値以上としなければならない。

一　（略）

二　球体

$$t=\frac{PR}{BC}+\alpha$$

（この式において、Rは、球体の外半径（単位　ミリメートル）を表すものとする。）

(イ)　（略）

（外面に圧力を受ける板の最小厚さ）

第三十六条　外面に圧力を受ける胴等の板の厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した値以上としなければならない。

一　（略）

二　球体

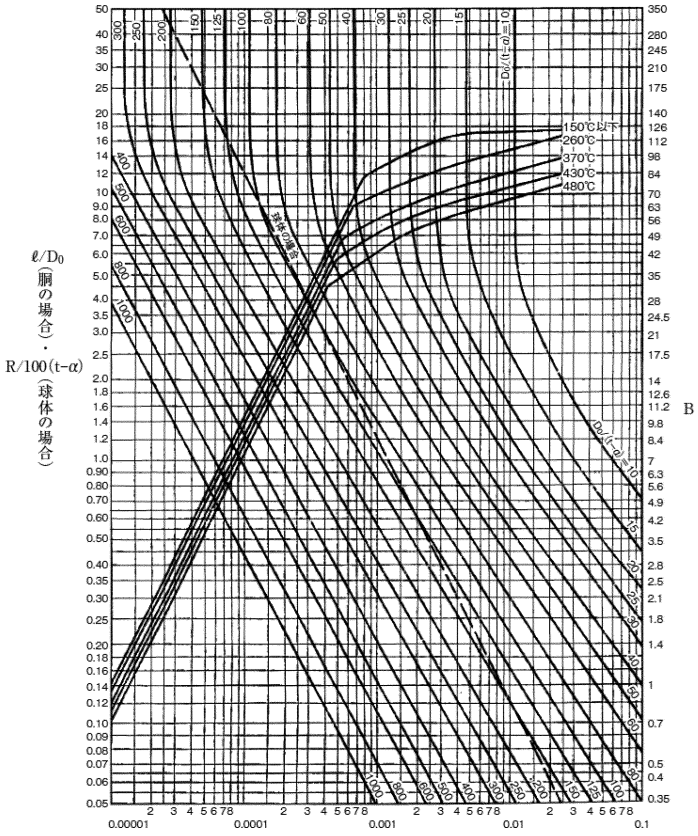
$$t=\frac{PR}{BC}+\alpha$$

（この式において、Rは、球体の外半径（単位　ミリメートル）を表すものとする。）

(イ)　（略）

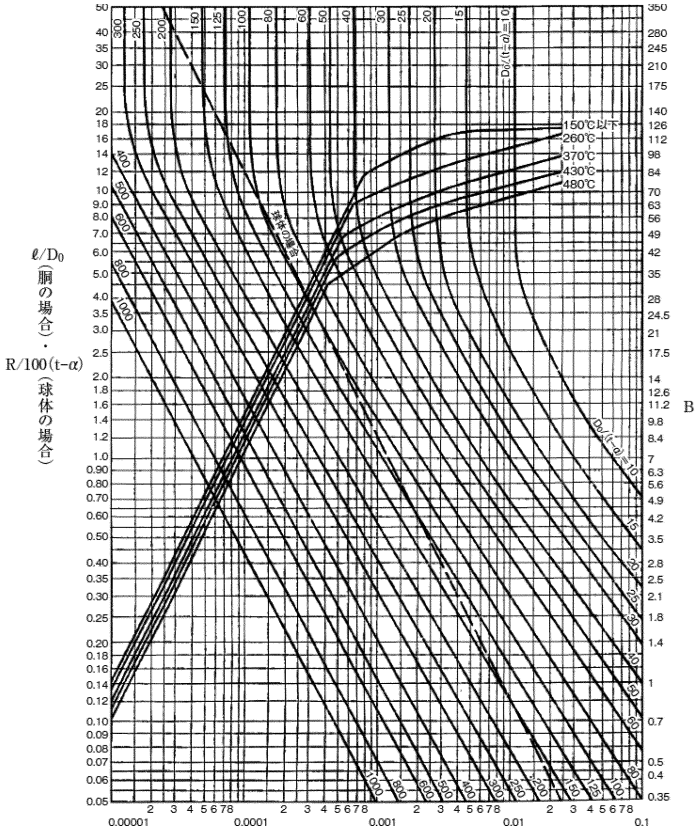
(ロ)　炭素鋼（降伏点206Ｎ／㎟以上265Ｎ／㎟以下）

日本産業規格Ｇ4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及びＧ4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるＳＵＳ405及びＳＵＳ410

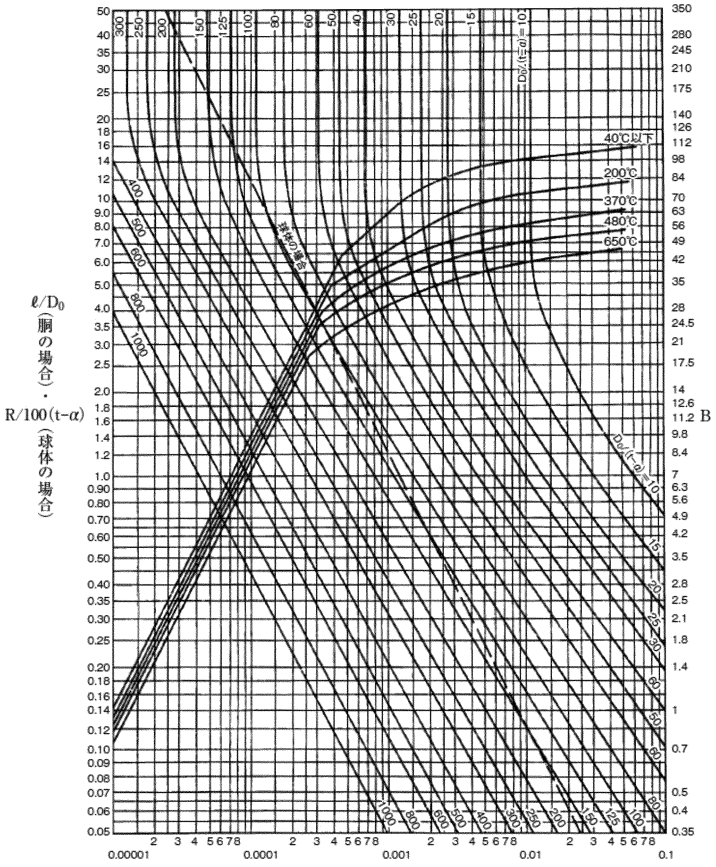


(ロ)　炭素鋼（降伏点206Ｎ／㎟以上265Ｎ／㎟以下）

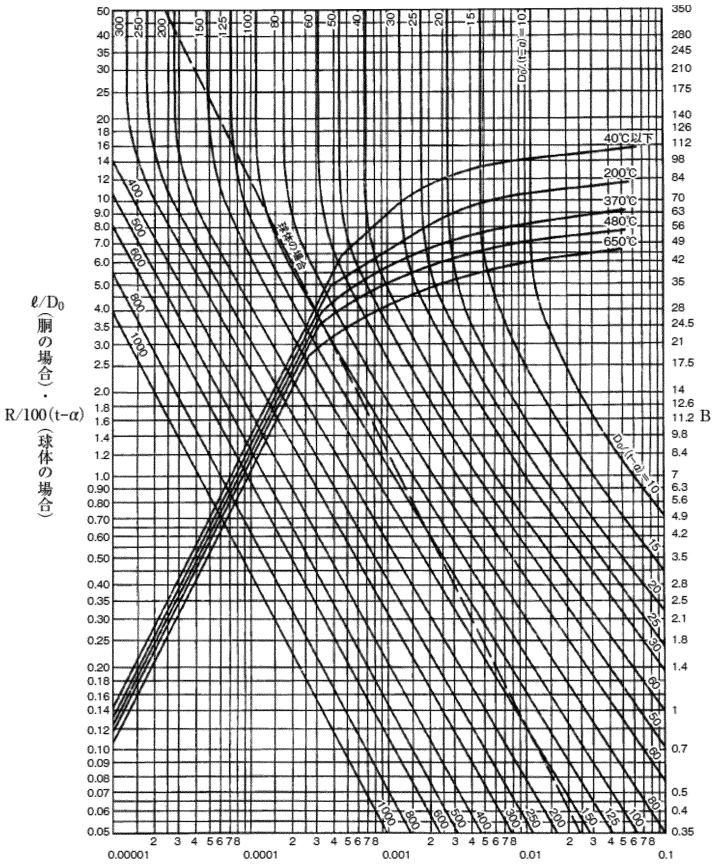
日本産業規格Ｇ4304（熱間圧延ステンレス鋼板）及びＧ4305（冷間圧延ステンレス鋼板）に定めるＳＵＳ405及びＳＵＳ410



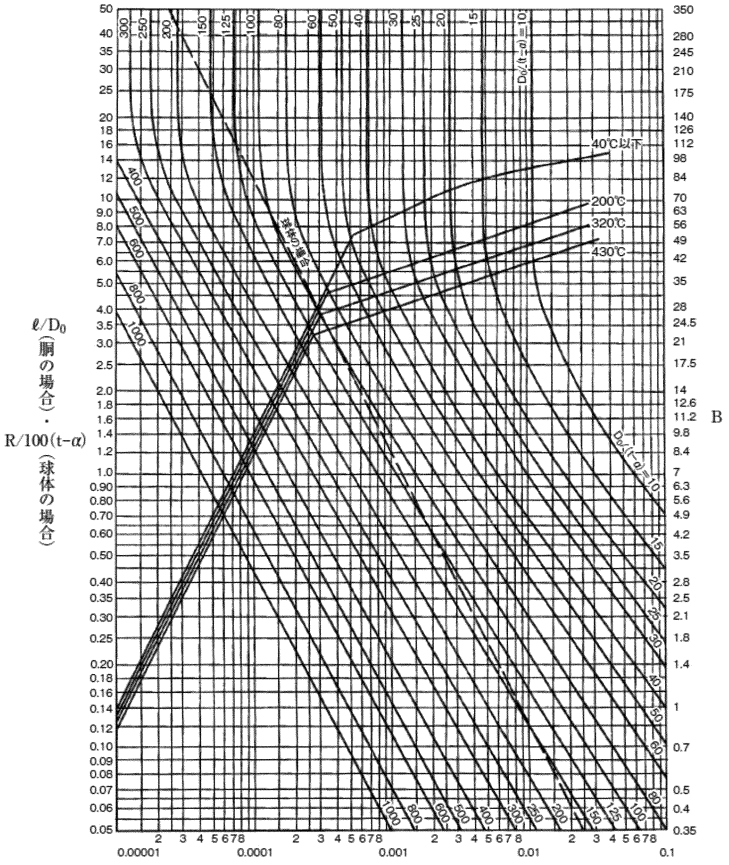
⑷　日本産業規格Ｇ４３０４（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及びＧ４３０５（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるＳＵＳ３０４



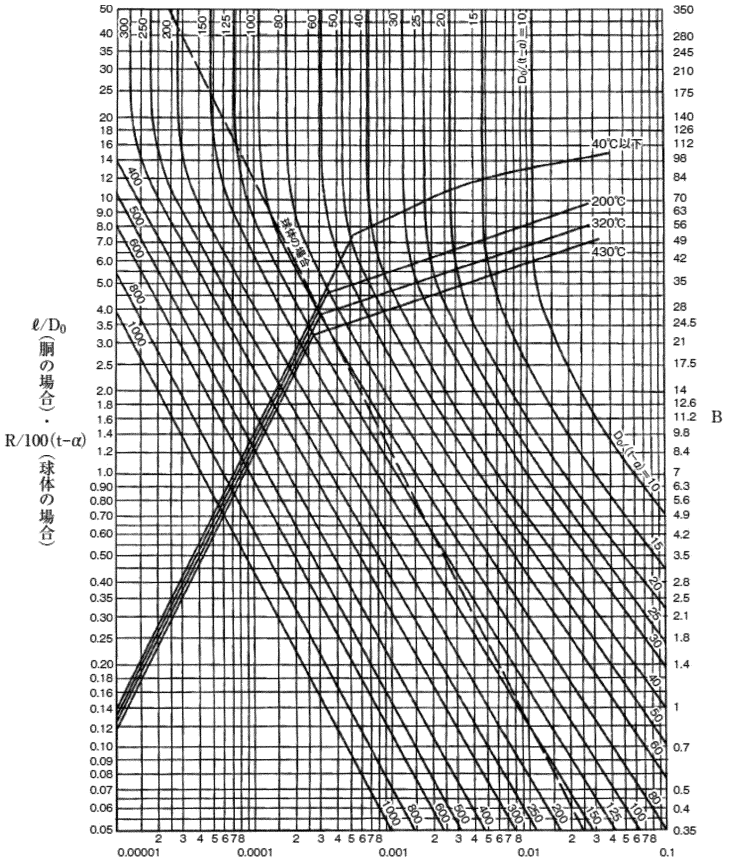
⑷　日本産業規格Ｇ４３０４（熱間圧延ステンレス鋼板）及びＧ４３０５（冷間圧延ステンレス鋼板）に定めるＳＵＳ３０４



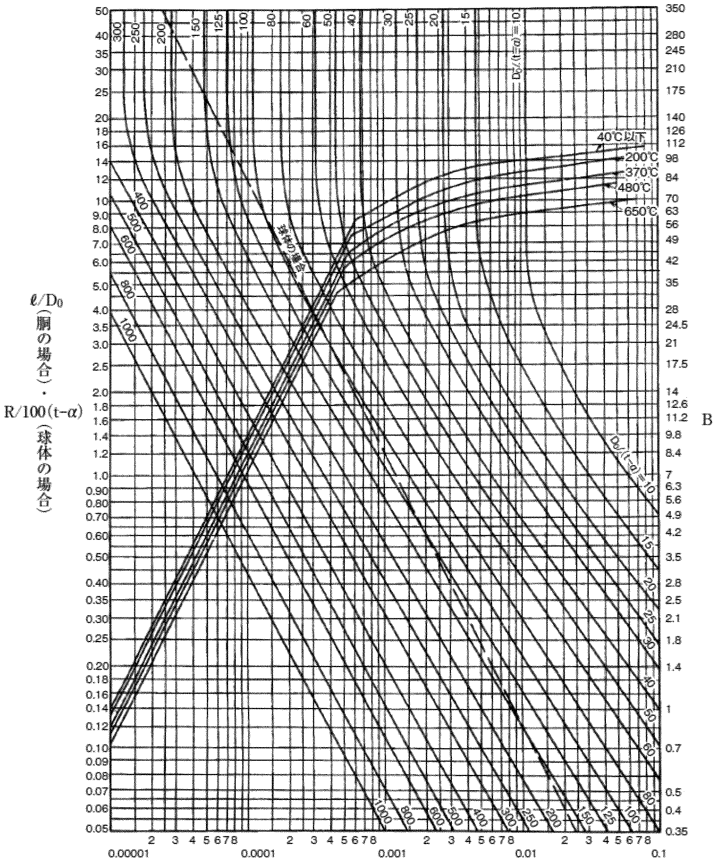
㈡　日本産業規格Ｇ4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及びＧ4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるＳＵＳ304Ｌ



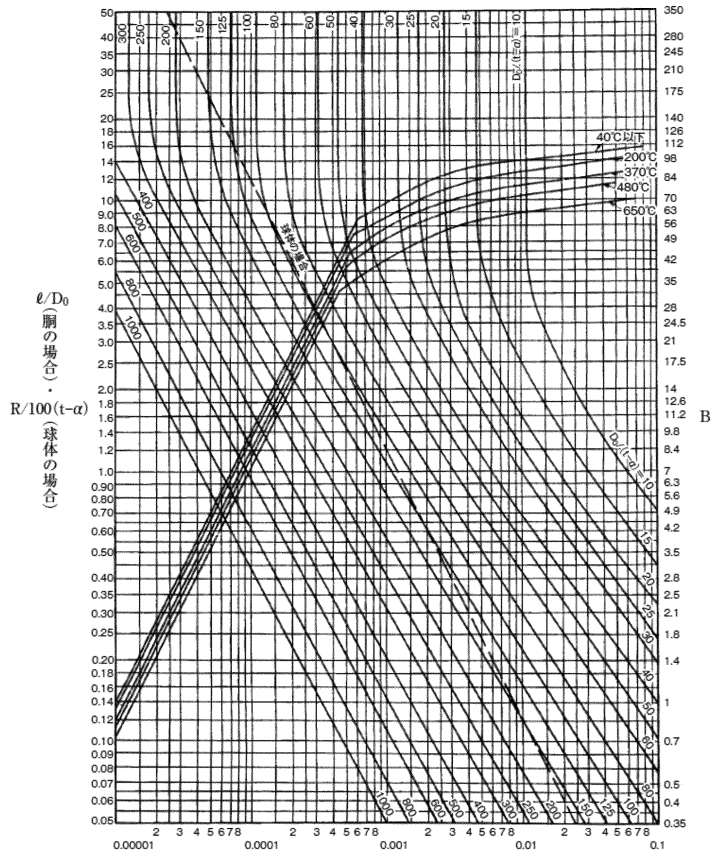
㈡　日本産業規格Ｇ4304（熱間圧延ステンレス鋼板）及びＧ4305（冷間圧延ステンレス鋼板）に定めるＳＵＳ304Ｌ



(ホ)　日本産業規格Ｇ４３０４（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及びＧ４３０５（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるＳＵＳ３０９Ｓ、ＳＵＳ３１０Ｓ、ＳＵＳ３１６Ｌ、ＳＵＳ３２１及びＳＵＳ３４７



(ホ)　日本産業規格Ｇ４３０４（熱間圧延ステンレス鋼板）及びＧ４３０５（冷間圧延ステンレス鋼板）に定めるＳＵＳ３０９Ｓ、ＳＵＳ３１０Ｓ、ＳＵＳ３１６Ｌ、ＳＵＳ３２１及びＳＵＳ３４７



第三十八条の二　前条の規定にかかわらず、特定規格適合小型圧力容器は、その種類に応じ、それぞれ次の各号に掲げる圧力により水圧試験を行って異状のないものでなければならない。

一　鋼製又は非鉄金属製の特定規格適合小型圧力容器　最高使用圧力の一・三倍の圧力に第五項による温度補正を行った圧力

二　最高使用圧力が〇・一メガパスカル以下の鋳鉄製の特定規格適合小型圧力容器　〇・二メガパスカル

三　最高使用圧力が〇・一メガパスカルを超える鋳鉄製の特定規格適合小型圧力容器　最高使用圧力の二倍の圧力

四　ほうろう引き又はガラスライニングの特定規格適合小型圧力容器　ほうろう引き又はガラスライニング施工前にあっては前三号に掲げる圧力、ほうろう引き又はガラスライニング施工後にあっては最高使用圧力

2　メッキを行う特定規格適合小型圧力容器の水圧試験は、メッキを行った後に行うことができる。

3　大型の特定規格適合小型圧力容器その他その構造が水を満たすのに適さない特定規格適合小型圧力容器は、水圧試験に代えて気圧試験を行い異状のないものでなければならない。この場合において、試験圧力は、最高使用圧力の一・一倍の圧力に第五項による温度補正を行った圧力とする。

4　前項の気圧試験は、最高使用圧力の五十パーセントの圧力まで圧力を上げ、それ以降最高使用圧力の十パーセントの圧力ずつ段階的に圧力を上げて試験圧力に達した後、再び最高使用圧力まで圧力を下げて、この圧力において異状の有無を調べるものとする。

5　特定規格適合小型圧力容器の水圧試験又は気圧試験の圧力の温度補正は、次の算式により行うものとする。

$$P_a = P \times \frac{\sigma_n}{\sigma_a}$$

この式において、P_a、P、σ_n及びσ_aは、それぞれ次の値を表すものとする。

P_a　補正された水圧試験圧力又は気圧試験圧力（単位　メガパスカル）

P　補正前の水圧試験圧力又は気圧試験圧力（単位　メガパスカル）

σ_n　水圧試験又は気圧試験を行うときの温度における材料の許容引張応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

σ_a　使用温度における材料の許容引張応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

（新設）

（準用）

第四十一条　第四条から第七条まで、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第二十二条まで及び第二十六条の規定は、小型圧力容器について準用する。この場合において、第四条中「P　使用する最高圧力（以下「最高圧力」という。）」とあるのは「P　最高圧力」と、同条、第六条第一項、第七条及び第十二条第一項中「α　腐れしろ（単位　ミリメートル）で一以上とする。」とあるのは「α　腐れしろ（単位　ミリメートル）で一以上とする。ただし、腐食が予想されない材料にあつては、零とすることができる。」と、第十条中「第二条」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第二条」と、第十七条第一項中「第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条又は前条」とあるのは

（準用）

第四十一条　第四条から第七条まで、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第二十二条まで、第二十六条及び第三十二条の規定は、小型圧力容器について準用する。この場合において、第四条中「P　使用する最高圧力（以下「最高圧力」という。）」とあるのは「P　最高圧力」と、同条、第六条第一項、第七条及び第十二条第一項中「α　腐れしろ（単位　ミリメートル）で一以上とする。」とあるのは「α　腐れしろ（単位　ミリメートル）で一以上とする。ただし、腐食が予想されない材料にあつては、零とすることができる。」と、第十条中「第二条」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第二条」と、第十七条第一項中「第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条又は前条」とあるのは

改正後	改正前
おいて準用する第四条、第六条、第七条又は第十二条」と、同条第二項中「第三条第三号、第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条及び前条」とあるのは「第四十一条において準用する第四条、第六条、第七条及び第十二条並びに第三十五条第五号」と読み替えるものとする。	「第四十一条において準用する第四条、第六条、第七条又は第十二条」と、同条第二項中「第三条第三号、第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条及び前条」とあるのは「第四十一条において準用する第四条、第六条、第七条及び第十二条並びに第三十五条第五号」と、第三十二条中「前四節」とあるのは「第四十一条において準用する第四条から第七条まで、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二条まで並びに第三十三条から第三十九条まで」と読み替えるものとする。
（適用除外） **第四十二条**　次の各号に掲げる小型圧力容器で前条において準用する規定（第二十六条を除く。）及び第三十三条から第三十九条までの規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。 一　輸入した小型圧力容器 二　特殊な材料を用いる小型圧力容器 三　特殊な形状の小型圧力容器 四　特殊な工作による小型圧力容器	（新設）
（簡易ボイラー等構造規格の一部改正） **第四条**　簡易ボイラー等構造規格（昭和五十年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。	（傍線部分は改正部分）
（適用除外） **第七条**　次の各号に掲げる簡易ボイラーで第一条及び第三条から第四条の三までの規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。 一　輸入した簡易ボイラー 二　特殊な材料を用いる簡易ボイラー 三　特殊な形状の簡易ボイラー 四　特殊な工作による簡易ボイラー 2　次の各号に掲げる容器で第二条、第三条及び第五条の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。 一　輸入した容器 二　特殊な材料を用いる容器 三　特殊な形状の容器 四　特殊な工作による容器	（新設）
附　則 （適用期日） 1　この告示は、令和八年四月一日から適用する。 （経過措置） 2　この告示の適用の日において、現に製造しているボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又は現に存するボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器の規格については、第一条中ボイラー構造規格第二条の改正規定（同条の表中日本産業規格G四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本産業規格G四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格G四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するものの項に係る部分に限る。）、同告示第四十六条の次に一条を加える改正規定並びに同告示第六十九条及び第七十八条の改正規定並びに第二条中圧力容器構造規格第六条、第十条及び第四十七条第一項の改正規定、同告示第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに同告示第六十三条に一項を加える改正規定（水圧試験又は気圧試験の圧力の温度補正に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。 3　前項の規定は、同項に規定するボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又はその部分がこの告示による改正後のボイラー構造規格又は圧力容器構造規格に適合するに至った後における当該ボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。	

その他告示

○財務省告示第二百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第477回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で2,108,900,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で149,851,400,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,931,076,300,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で27,972,300,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で590,700,000,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で26,000,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	2,110,991,865,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	591,284,793,000円
(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	26,025,740,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年10月１日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円７銭以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円９銭９厘
12　利率	年1.0％
13　初期利子	令和８年４月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年４月１日及び10月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和９年10月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和７年10月１日

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第181回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,873,400,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で125,385,850,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,441,965,550,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で306,048,600,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で700,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で525,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,879,227,960,000円
⑵　非競争入札発行	702,170,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	526,828,120,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年10月10日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円25銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円31銭
12　利率	年1.3％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{20}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.3}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和12年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年10月10日

○財務省告示第二百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第380回）
2　発行の根拠法律及びその条項	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,009,900,000,000円 うち、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で236,167,000,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で296,271,600,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で947,376,500,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で530,084,900,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で363,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で589,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,020,952,780,000円
⑵　非競争入札発行	364,996,500円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	592,440,600,000円

8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年10月３日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円36銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円55銭
12　利率	年1.7％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{13}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和17年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年10月３日

○財務省告示第二百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	クライメート・トランジション利付国庫債券（10年）（第３回）
2　発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で299,800,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で98,329,300,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で201,470,700,000円
7　払込金額	297,611,460,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年10月22日
11　発行価格	額面金額100円につき99円27銭
12　利率	年1.6％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{32}{365}$
14　初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和17年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年10月22日

○財務省告示第二百八十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第194回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で600,300,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で189,381,950,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で266,114,950,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で50,112,150,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で94,690,950,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で199,100,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で58,100,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	602,251,900,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	199,757,030,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	58,291,730,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年10月16日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円20銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円33銭
12　利　率	年2.7％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{26}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和27年９月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和７年10月16日

○財務省告示第二百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第88回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で536,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で312,270,400,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で60,706,100,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で132,596,450,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で31,227,050,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で162,800,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で51,500,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	532,902,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	161,611,560,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	51,124,050,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年10月８日

11 発行価格	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円10銭以上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円27銭
12 利率	年3.2％
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{18}{365}$
14 初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15 第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16 償還期限	令和37年９月20日
17 償還金額	額面金額100円につき100円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和７年10月８日

○財務省告示第二百九十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1 名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第361回、第368回、第369回、第370回、第373回及び第378回）、利付国庫債券（20年）（第123回、第124回、第125回、第126回、第127回、第129回、第130回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第138回、第139回、第140回、第141回、第142回、第143回、第144回、第145回、第146回、第156回、第170回、第172回及び第176回）及び利付国庫債券（30年）（第６回、第８回、第10回、第11回、第14回、第15回、第18回、第25回、第31回、第32回及び第34回）
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5 募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6 発行額	額面金額で648,800,000,000円 内訳（別表のとおり）
7 払込金額	647,985,653,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和７年10月20日
11 発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12 利率	（別表のとおり）
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14 利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額×$\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
15 償還期限	（別表のとおり）
16 償還金額	額面金額100円につき100円
17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和７年10月17日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和７年10月20日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	38,900,000,000円
利付国庫債券（10年）（第368回）	0.2％	令和14年９月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第369回）	0.5％	令和14年12月20日	25,800,000,000円
利付国庫債券（10年）（第370回）	0.5％	令和15年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第373回）	0.6％	令和15年12月20日	4,900,000,000円
利付国庫債券（10年）（第378回）	1.4％	令和17年３月20日	150,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第123回）	2.1％	令和12年12月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	14,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	300,000,000円

利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	6,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	13,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	24,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	32,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	90,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	18,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第142回）	1.8％	令和14年12月20日	44,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	33,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第146回）	1.7％	令和15年９月20日	5,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第170回）	0.3％	令和21年９月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第172回）	0.4％	令和22年３月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第176回）	0.5％	令和23年３月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第６回）	2.4％	令和13年11月20日	800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第８回）	1.8％	令和14年11月22日	3,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第10回）	1.1％	令和15年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第11回）	1.7％	令和15年６月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第14回）	2.4％	令和16年３月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第15回）	2.5％	令和16年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第18回）	2.3％	令和17年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第25回）	2.3％	令和18年12月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第31回）	2.2％	令和21年９月20日	4,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	59,100,000,000円

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第184回）、利付国庫債券（30年）（第35回、第39回、第40回、第43回、第44回、第45回、第50回、第51回、第52回、第54回、第55回、第56回、第57回、第58回、第60回、第61回、第79回及び第87回）及び利付国庫債券（40年）（第８回、第９回、第10回、第11回、第13回、第14回及び第16回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で248,100,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	169,023,576,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年10月24日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額×$\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）

16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年10月23日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和７年10月24日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）(第184回)	1.1％	令和25年３月20日	10,100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第35回)	2.0％	令和23年９月20日	5,400,000,000円
利付国庫債券（30年）(第39回)	1.9％	令和25年６月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第40回)	1.8％	令和25年９月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第43回)	1.7％	令和26年６月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（30年）(第44回)	1.7％	令和26年９月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（30年）(第45回)	1.5％	令和26年12月20日	8,700,000,000円
利付国庫債券（30年）(第50回)	0.8％	令和28年３月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第51回)	0.3％	令和28年６月20日	35,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第52回)	0.5％	令和28年９月20日	7,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第54回)	0.8％	令和29年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第55回)	0.8％	令和29年６月20日	3,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第56回)	0.8％	令和29年９月20日	1,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第57回)	0.8％	令和29年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第58回)	0.8％	令和30年３月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第60回)	0.9％	令和30年９月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第61回)	0.7％	令和30年12月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（30年）(第79回)	1.2％	令和35年６月20日	9,100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第87回)	2.8％	令和37年６月20日	17,100,000,000円
利付国庫債券（40年）(第８回)	1.4％	令和37年３月20日	89,200,000,000円
利付国庫債券（40年）(第９回)	0.4％	令和38年３月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（40年）(第10回)	0.9％	令和39年３月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（40年）(第11回)	0.8％	令和40年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（40年）(第13回)	0.5％	令和42年３月20日	10,900,000,000円
利付国庫債券（40年）(第14回)	0.7％	令和43年３月20日	17,300,000,000円
利付国庫債券（40年）(第16回)	1.3％	令和45年３月20日	500,000,000円

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）(第476回)
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額　額面金額で13,879,150,000円
6　払込金額　13,898,580,810円
7　最低額面金額　50,000円
8　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日　令和７年10月９日
10　発行価格　額面金額100円につき100円14銭
11　利率　年0.9％
12　経過利子の払込み　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額\times\frac{0.9}{100}\times\frac{38}{365}$$

13　初期利子　令和８年３月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.9}{100}\times\frac{1}{2}$$

14　第２期以後の利子　毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限　令和９年９月１日
16　償還金額　額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所　日本銀行
18　払込期日　令和７年10月９日

○財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（５年）(第180回)
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で1,721,350,000円
6	払込金額	1,724,792,700円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年10月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円20銭
11	利率	年1.1％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{112}{365}$
13	初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年６月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年10月10日

○財務省告示第二百九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第379回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で12,581,900,000円
6	払込金額	12,512,699,550円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年10月９日
10	発行価格	額面金額100円につき99円45銭
11	利率	年1.5％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{111}{365}$
13	初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和17年６月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年10月９日

○財務省告示第二百九十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）（第184回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で74,325,910,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和７年10月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年0.93％
10	初期利子	令和８年４月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.93}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和10年10月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和７年10月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年10月15日から令和９年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年４月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$

17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年４月15日から令和８年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年４月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百九十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）（第174回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で235,172,030,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年10月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年1.12％
10　初期利子	令和８年４月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.12}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和12年10月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和７年10月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年10月15日から令和９年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年４月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年４月15日から令和８年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年４月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百九十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第186回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で131,862,220,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年10月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.06％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。

11　初　期　利　子	令和８年４月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.06}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償　還　期　限	令和17年10月15日
14　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
15　払　込　期　日	令和７年10月15日
16　払　込　場　所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年10月15日から令和９年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年４月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年４月15日から令和８年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年４月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人国立美術館令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年11月７日

東京都千代田区北の丸公園３－１
独立行政法人国立美術館
理事長　逢坂惠理子

貸　借　対　照　表
第　24　期　事　業　年　度
令和７年３月31日現在

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		5,791,250,543	
棚卸資産		9,351,410	
前払費用		44,838,023	
未収入金		579,272,886	
立替金		1,205,529	
賞与引当金見返※		123,790,827	
その他の流動資産		2,624,769	
流動資産合計			6,552,333,987
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			
建物	79,499,031,317		
減価償却累計額	△ 43,440,265,004	36,058,766,313	
構築物	2,378,284,295		
減価償却累計額	△ 1,609,168,422	769,115,873	
機械装置	434,450,733		
減価償却累計額	△ 399,405,328	35,045,405	
車両運搬具	13,066,200		
減価償却累計額	△ 13,066,194	6	
工具器具備品	2,825,220,210		
減価償却累計額	△ 2,540,591,664	284,628,546	
土地		66,584,310,000	
美術品・収蔵品		108,656,100,169	
建設仮勘定		0	
有形固定資産合計		212,387,966,312	
２．無形固定資産			
ソフトウェア		26,705,299	
電話加入権		2,612,400	
無形固定資産合計		29,317,699	
３．投資その他の資産			
投資有価証券		500,000,000	
敷金・保証金		75,772,440	
長期前払費用		1,782,074	
退職給付引当金見返※		691,910,697	
投資その他の資産合計		1,269,465,211	
固定資産合計			213,686,749,222
資産合計			220,239,083,209
負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務※		371,917,158	
預り寄附金※		3,978,382,233	
未払金		1,676,277,201	
前受金		30,206,327	
預り金		274,669,754	
賞与引当金		123,790,827	
流動負債合計			6,455,243,500
Ⅱ固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金※	869,751,823		
資産見返寄附金※	104,160		
資産見返物品受贈額※	42		
資産見返補助金等※	1,264,548	871,120,573	
資産除去債務		27,439,593	
退職給付引当金		691,910,697	
固定負債合計			1,590,470,863
負債合計			8,045,714,363
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		81,019,148,662	
資本金合計			81,019,148,662
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		178,652,336,283	
その他行政コスト累計額			
減価償却相当累計額※		△ 45,736,375,816	
減損損失相当累計額※		△ 2,419,200	
除売却差額相当累計額※		△ 2,694,211,341	
資本剰余金合計			130,219,329,926

Ⅲ利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金※	386,766,711	
目的積立金		
収蔵品積立金※	2,745,379	
展示事業積立金※	89,415,775	
調査研究事業積立金※	0	
資料収集事業積立金※	0	
教育普及事業積立金※	0	
研修事業積立金※	0	
入館者サービス積立金※	5,641,332	
施設整備積立金※	28,047,598	
積立金	171,788,036	
当期未処分利益	270,485,427	
（うち当期総利益	270,485,427）	
利益剰余金合計		954,890,258
純資産合計		212,193,368,846
負債・純資産合計		220,239,083,209

注　記　事　項

１．※は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

２．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は41,372,298,953円である。

損　益　計　算　書

第　24　期　事　業　年　度

自令和６年４月１日　至令和７年３月31日

（単位：円）

経常費用			
業務費			
美術振興事業費			
人件費			
常勤職員給与	447,197,623		
有期雇用職員給与	398,960,114		
福利費	894,343		
賞与引当金繰入	49,648,146		
退職給付費用	15,524,668	912,224,894	
経費			
展示設営費	74,164,477		
展示品運送費	70,615,690		
光熱水料	540,188,278		
備品消耗品費	101,033,583		
業務委託費	1,860,904,727		
設備維持費	321,890,533		
減価償却費	44,639,099		
その他	445,259,650	3,458,696,037	4,370,920,931
ナショナルコレクション形成・継承事業費			
人件費			
常勤職員給与	116,968,911		
有期雇用職員給与	35,624,480		
福利費	87,740		
賞与引当金繰入	13,045,381		
退職給付費用	8,166,018	173,892,530	
経費			
収蔵品修復費	57,495,353		
光熱水料	93,028,725		
業務委託費	297,453,362		
設備維持費	55,629,931		
不動産賃借料	35,957,368		
減価償却費	11,745,810		
その他	143,726,156	695,036,705	868,929,235
ナショナルセンター事業費			
人件費			
常勤職員給与	314,235,122		
有期雇用職員給与	239,359,228		
福利費	2,286,828		
賞与引当金繰入	31,083,732		
退職給付費用	1,629,549	588,594,459	
経費			
光熱水料	92,412,303		
備品消耗品費	35,312,857		
業務委託費	498,477,010		
設備維持費	38,447,639		
減価償却費	33,613,041		
その他	176,167,248	874,430,098	1,463,024,557

一般管理費				
人件費				
役員給与	51,965,923			
常勤職員給与	215,790,986			
有期雇用職員給与	169,632,309			
福利費	280,018,097			
有期雇用職員退職手当	217,728			
賞与引当金繰入	30,013,568			
退職給付費用	21,898,210	769,536,821		
経費				
光熱水料	67,738,930			
業務委託費	339,516,251			
修繕費	145,768,105			
設備維持費	52,843,169			
不動産賃借料	101,506,394			
減価償却費	8,291,058			
その他	150,414,864	866,078,771	1,635,615,592	
経常費用合計				8,338,490,315
経常収益				
運営費交付金収益※			5,678,856,172	
資産見返運営費交付金戻入※			90,979,907	
資産見返寄附金戻入※			4,947,075	
資産見返物品受贈額戻入※			—	
資産見返補助金等戻入※			219,002	
入場料収入			1,107,234,637	
公募展事業収入			305,942,700	
不動産賃貸収入			165,249,039	
その他事業収入			235,478,912	
受託収入				
国からの受託収入※		202,456,297		
その他受託収入※		141,996,602	344,452,899	
補助金等収益※			5,000,000	
寄附金収益※			436,999,788	
施設費収益※			62,228,579	
賞与引当金見返に係る収益※			123,790,827	
退職給付引当金見返に係る収益※			45,301,634	
財務収益				
受取利息		35,663	35,663	
雑益			5,593,937	
経常収益合計				8,612,310,771
経常利益				273,820,456
臨時損失				
固定資産除却損				3,335,029
当期純利益				270,485,427
当期総利益				270,485,427

注　　記　　事　　項

１．※は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

２．固定資産除却損は、国立西洋美術館の建物附属設備、国立西洋美術館及び国立新美術館の工具器具備品の除却に伴うものである。

利益の処分に関する書類

第　24　期　事　業　年　度

自令和６年４月１日　至令和７年３月３１日

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		270,485,427
	当期総利益	270,485,427	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	152,880,564	
	独立行政法人通則法第４４条第３項により主務大臣の承認を受けた額		
	事業充実等積立金	117,604,863	270,485,427

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第３号

令和７年12月14日に執行する東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

令和７年11月７日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　西野　健介

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　７人

２　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

ＥＴＣシステム利用規程の改正に関する公告

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、ＥＴＣシステム利用規程全部を次のとおり改正しましたので、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第２条第２項に基づきお知らせします。

令和７年11月７日

東日本高速道路株式会社　代表取締役社長　由木　文彦
首都高速道路株式会社　代表取締役社長　寺山　徹
中日本高速道路株式会社　代表取締役社長　縄田　正
西日本高速道路株式会社　代表取締役社長　芝村　義治
阪神高速道路株式会社　代表取締役社長　上松　英司
本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　後藤　政郎

ＥＴＣシステム利用規程

（目的）

第１条　この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下「省令」といいます。）第２条第１項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第２条第２項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

（遵守事項）

第２条　無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ＥＴＣシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ＥＴＣシステム取扱道路管理者」といいます。）は、ＥＴＣシステムの利用を拒絶することがあります。

（利用に必要な手続）

第３条　ＥＴＣシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

一　ＥＴＣシステム取扱道路管理者又はＥＴＣシステム取扱道路管理者との契約に基づきＥＴＣカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりＥＴＣカードの貸与を受けること。

二　ＥＴＣシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三　前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。

四　省令第４条第１項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下「セットアップ」といいます。）。ただし、二輪車（道路運送車両法第３条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車（側車付二輪自動車（またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び３個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。）を含みます。）をいいます。以下同じです。）でＥＴＣシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ＥＴＣシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をＥＴＣシステム取扱道路管理者に登録すること。

（車載器の取扱い）

第４条　車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

２　車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはいけません。

３　車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

（ＥＴＣカードの取扱い）

第５条　ＥＴＣカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

２　ＥＴＣカードの貸与を受けた者は、ＥＴＣカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたＥＴＣカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をＥＴＣカードを発行した者に通知してください。

３　有効期限が経過しているＥＴＣカード及びＥＴＣシステム取扱道路管理者又はＥＴＣシステム取扱道路管理者との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者が無効としたＥＴＣカードは利用することができません。

（利用方法）

第６条　ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣカードを車載器に確実に挿入し、ＥＴＣシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、車線表示板（料金所の車線上に設置されたＥＴＣシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）に「ＥＴＣ」、「ＥＴＣ専用」、「ＥＴＣ／一般」若しくは「ＥＴＣ／サポート」の表示がある車線（以下「ＥＴＣ車線」といいます。）、スマートＩＣ（地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の２第１項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の５第１項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の４第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第２項第三号本文に規定するＥＴＣ専用施設のみが設置され、同号イに規定するＥＴＣ通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）の車線（料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設の設置された車線を除きます。以下同じです。）又は一旦停止を要するＥＴＣ車線（ＥＴＣシステム利用規程実施細則第６条その他の事項に定める料金所をいいます。以下同じです。）を通行してください。

（ＥＴＣシステムの利用制限等）
第７条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくＥＴＣシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。
（通行上の注意事項）
第８条　ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　ＥＴＣ車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。
二　ＥＴＣ車線内は徐行して通行すること。
三　前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ＥＴＣ／一般」又は「ＥＴＣ／サポート」の表示がある車線では、前車がＥＴＣシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。
四　路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「ＳＴＯＰ　停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
五　路側表示器の表示が「ＳＴＯＰ　停車」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。以下同じです。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。
六　路側表示器の表示が「↑」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
七　他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
２　ＥＴＣシステムを利用する者は、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
二　他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
三　開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
四　開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。
３　二輪車でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、前２項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。
二　案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
三　蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、１台ずつまっすぐに進入すること。
４　二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第１項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてＥＴＣ車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ＥＴＣ車線を管理するＥＴＣシステム取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。
５　係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。
６　ＥＴＣシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設の設置個所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってはいけません。
（ＥＴＣシステムを利用しない場合の通行方法）
第９条　ＥＴＣシステムを利用しない者は、車線表示板に「ＥＴＣ」又は「ＥＴＣ専用」の表示がある車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。
（通行料金の計算）
第10条　ＥＴＣシステムを利用した場合は、ＥＴＣシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。
（免責）
第11条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、ＥＴＣシステムを利用しようとする者又はＥＴＣシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。
（別の定め）
第12条　利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ＥＴＣシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。
附　則
１　この利用規程は、令和７年11月９日から適用します。
２　令和５年３月26日付けＥＴＣシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。
　なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 24 号

　中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

　令和７年 11 月７日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

東名・名神集中工事に伴う料金調整の実施について
１．東名・名神集中工事に伴う料金調整①
⑴　料金の調整を行う自動車
　工事に伴う車線規制実施中、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）、中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ若しくは一宮ＩＣ、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣを、迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷のイ及びロに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。
⑵　料金調整額等
　⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。
⑶　実施期間
　令和７年11月８日から令和７年11月29日まで。

⑷　対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ又は中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ若しくは小牧ＩＣ	名古屋環状２号線、名古屋高速道路公社が管理する道路又は名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ
ロ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ又は近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋環状２号線、名古屋高速道路公社が管理する道路、又は名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ又は中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ若しくは小牧ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．名神集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に掲げる指定ＩＣ１で流入し、指定ＩＣ２で流出又は指定ＩＣ２で流入し、指定ＩＣ１で流出するＥＴＣ車。ただし、工事に伴う迂回を目的として⑸に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。

ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年11月８日から令和７年11月27日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
本郷ＩＣ及び名古屋ＩＣを除く名古屋環状２号線の各ＩＣ	第一東海自動車道の春日井ＩＣから東京ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田南ＩＣから新御殿場ＩＣまで及び厚木南ＩＣ
名古屋高速道路公社の管理する道路の各ＩＣ	中部横断自動車道の富沢ＩＣ 中央自動車道西宮線の小牧東ＩＣから伊北ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道の豊田松平ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　経由地点

第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状２号線又は名古屋市道高速２号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状２号線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部

⑹　料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、次の各項に掲げるＩＣについては、同一のＩＣとして取扱う。

1	大治北ＩＣ	甚目寺南ＩＣ	—
2	甚目寺北ＩＣ	清洲西ＩＣ	—
3	平田ＩＣ	山田西ＩＣ	山田東ＩＣ（清洲ジャンクション方面からの通行を除く）
4	松河戸ＩＣ	小幡ＩＣ	—
5	大森ＩＣ	引山ＩＣ	上社ＩＣ
6	千音寺南ＩＣ	大治南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
7	清洲東第一ＩＣ	清洲東第二ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
	名古屋高速道路公社が管理する春日入口・出口	—	—
8	山田東ＩＣ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
9	上社南ＩＣ	植田ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する高針入口・出口
10	名古屋高速道路公社が管理する一宮西春入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する西春入口・出口	—
11	名古屋高速道路公社が管理する堀の内入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する小牧南入口・出口	—
12	名古屋高速道路公社が管理する豊山北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する豊山南入口・出口	—

13	名古屋高速道路公社が管理する烏森入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する黄金入口・出口	—
14	名古屋高速道路公社が管理する白川入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する吹上西入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する吹上東入口・出口
15	名古屋高速道路公社が管理する春岡入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する四谷入口・出口	—
16	名古屋高速道路公社が管理する六番北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する六番南入口・出口	—
17	名古屋高速道路公社が管理する港明入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する木場入口・出口	—
18	名古屋高速道路公社が管理する高辻入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する堀田入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する呼続入口・出口
19	名古屋高速道路公社が管理する黒川入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する東片端入口	—
20	名古屋高速道路公社が管理する鳥見町入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する庄内通入口・出口	—
21	名古屋高速道路公社が管理する明道町入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する丸の内入口・出口	—
22	名古屋高速道路公社が管理する山王入口	名古屋高速道路公社が管理する尾頭橋出口	名古屋高速道路公社が管理する東別院入口

⑺　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．名神集中工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年11月８日から令和７年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

・上り線

㋑　八日市ＩＣ～米原ＪＣＴ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　京都東ＩＣ、大津ＩＣ	北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ
東海環状自動車道　大安ＩＣ、いなべＩＣ	中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線　桑名東ＩＣ、桑名ＩＣ	中央自動車道西宮線　大垣ＩＣ
近畿自動車道名古屋亀山線　蟹江ＩＣ	東海北陸自動車道　一宮稲沢北ＩＣ

㋺　関ヶ原ＪＣＴ～一宮ＪＣＴ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　岐阜羽島ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　春日井ＩＣ 東海北陸自動車道　岐阜各務原ＩＣから一宮稲沢北ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

㋑　米原ＪＣＴ～八日市ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ	中央自動車道西宮線　京都東ＩＣ、大津ＩＣ
中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ	東海環状自動車道　大安ＩＣ、いなべＩＣ
中央自動車道西宮線　大垣ＩＣ	近畿自動車道名古屋亀山線　桑名東ＩＣ、桑名ＩＣ
東海北陸自動車道　一宮稲沢北ＩＣ	近畿自動車道名古屋亀山線　蟹江ＩＣ

㋺　小牧ＩＣ～大垣ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　春日井ＩＣ	中央自動車道西宮線　岐阜羽島ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ 東海北陸自動車道　岐阜各務原ＩＣから一宮稲沢北ＩＣまでの各ＩＣ
東海北陸自動車道　岐阜各務原ＩＣから一宮稲沢北ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　岐阜羽島ＩＣから関ヶ原ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ

㋩　豊田ＩＣ～名古屋ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
第一東海自動車道　岡崎ＩＣから長久手ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線　豊田東ＩＣ、豊田南ＩＣ	第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道西宮線　小牧ＩＣ、小牧東ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年11月９日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年11月７日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔２〕二.⑴Ｂ中「ＥＴＣ専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第２項第３号に規定するＥＴＣ専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

２　記〔３〕及び〔３〕一.中「ＥＴＣ専用施設のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改め、〔３〕一.中「当該出入口等から退出できずに」を削る。

３　記〔８〕中「令和７年10月26日」を「令和７年11月９日」に改める。

４　別添２及び別添３中「ＥＴＣ専用施設のみが設置された」を「ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和７年阪神高速公告第21号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和７年11月９日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年11月７日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕２⑵①㈱ロを次のように改める。

ロ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びＥＴＣ車以外の自動車であって、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。］は、入口等から利用可能（記〔３〕に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添３に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。

２．記〔１〕３を次のように改める。

３　ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

⑴　１回当たりの料金の額

記２にかかわらず、別添２に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外の自動車が進入した場合において、やむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、１回の通行につき１台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記２⑵②の計算式により算出した額とする。

ただし、別添３に掲げるＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等にＥＴＣ車以外の自動車が進入した場合においては、やむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、１回の通行につき１台当たり、同表に掲げる距離を利用距離とし、記２⑵②の計算式により算出した額とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、下表１の車種区分に応じた料金の額を適用する。

（中略）

（注）

別添２又は別添３に掲げる出入口等をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

（後略）

３．記〔３〕その他を次のように改める。

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを１回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、Ｃ出入口欄に掲げる出入口をＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等に変更するときまでとする。）

（後略）

４．別添２を次のように改める。

〇出入口等の相互間の利用距離（単位：㎞）

・「―」…距離を算出できない、又は通常通行されない経路

・ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

（後略）

５．別添３を次のように改める。

・ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

（後略）

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、三重県知事に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年11月７日

三重県知事　一見　勝之

記

農事組合法人アグリ古野
三重県桑名市大字増田552番地３
農事組合法人鈴鹿高原農園
三重県鈴鹿市八野町997番地の２
農事組合法人藤井家城の里
三重県津市白山町南家城339番地１
農事組合法人湯の街ファーム
三重県津市榊原町2559番地
農事組合法人農業経営改善組合
三重県津市中央14番８号
農事組合法人大山田洋蘭組合
三重県伊賀市炊村198番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

北海道石狩市新港西三丁目七四七番地五
三和精工株式会社
代表清算人　南部　恒一

解散公告

当会社は、令和七年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

宮城県仙台市泉区寺岡六丁目一一番地の五
ファイン株式会社
代表清算人　戸田　玲子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福島県郡山市田村町小川字上野二三五番地
株式会社エンゲージ
代表清算人　渡邉ゆう子

解散公告

当社は、令和七年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福島県いわき市常磐藤原町蕨平五〇番地
株式会社クレストヒルズ
清算人　樫村　良一

解散公告

当社は、令和七年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福島県いわき市常磐藤原町蕨平五〇番地
株式会社ホテルクレスト札幌
清算人　樫村　良一

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福島県郡山市大槻町字北ノ林二二番地の六
〃ヶ丘エル三〇三号
一般社団法人佐藤芳春家族会
代表清算人　富塚　幸恵

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

埼玉県草加市長栄三丁目四二番地六
株式会社シンクアドゥ
代表清算人　小川　明美

解散公告

当社は、令和七年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

岩手県一関市青葉一丁目七番九号
合同会社すずなり
代表清算人　鈴木　聖子

解散公告

当社は、令和六年十二月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

千葉県佐倉市臼井一五〇三番地二
Ｍａｔｈｅｍａｔｉｃｉａｎ合同会社
清算人　清水　洋子

解散公告

当社は、令和七年十月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

千葉県松戸市八ケ崎六丁目五六番地の一九
ジュネコーポ八ケ崎一〇二号
合同会社Ｍ＆Ｂ
清算人　グエン・ティ・ボン

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

千葉県木更津市太田四丁目一一番一五号
白金町１０２３ｆｒｏｎｔ株式会社
代表清算人　須永　理乃

解散公告

当社は、平成二十九年七月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

千葉県松戸市六高台四丁目九二番地近鉄ハイツ六実三一〇号
株式会社パティオ
代表清算人　水谷冨美子

解散公告

当社は令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都新宿区神楽坂六丁目八番地文悠ビルＢ一
BEAM MOBILITY JAPAN株式会社
代表清算人　後藤　隆介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都八王子市川町二四四番地二二三

アウトリーチ株式会社

代表清算人　大久保圭祐

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都新宿区市谷左内町一一番地

インフィニティ・インターナショナル株式会社

代表清算人　中島　康詞

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都板橋区大山町五一番一号

有限会社富士介護サービス

清算人　宮崎　仁男

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都港区南青山六丁目八番二号エス・テラス南青山五〇三

アートテラ株式会社

代表清算人　周　泳

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都府中市栄町三丁目一一番地の一三

府中武蔵野ハイライズ一一一

エターナル・テクノロジーズ株式会社

代表清算人　竹田　孝治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目九番八号

有限会社グーゴールプレックス

清算人　林　浩一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティW一六階一〇二号室

株式会社ＯＮＥ　ＹＥＡＲ　ＳＭＩＬＥ

代表清算人　永嶋さやか

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都品川区上大崎二丁目一五番一九号

ティネコインテリジェント株式会社

代表清算人　冷　泠

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｋａｅｉ

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｋｓａｒ

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

東京都千代田区神田神保町二丁目三六番地一

ミタニインベストメント株式会社

清算人　内田　大剛

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

神奈川県中郡大磯町東小磯九二〇番地二三

株式会社ケイロン

代表清算人　田中　恒雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

神奈川県中郡大磯町東町一丁目一三番九号

特定非営利活動法人働く犬を支援する会

清算人　栗田　直枝

解散公告

当社は、令和七年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福井県福井市板垣三丁目一四五番地

有限会社名村電気

代表清算人　名村　正俊

償還公告

社債権者各位

クレディ・アグリコル・エス・エー第11回期限前償還条項付非上位円貨社債（2022）（ISIN: JP525022CNC9）は、社債の要項第7項(4)に基づき、令和7年12月8日に177億円全額が、本社債の金額の100％にその日までの未払いの経過利息を付して期限前償還されますのでここに公告いたします。

令和7年11月7日

クレディ・アグリコル・エス・エー

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

長野県松本市大字岡田下岡田一七番地四

有限会社ＭＰＭ

清算人　松坂依佐男

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

長野県岡谷市中央町三丁目一番二〇号

有限会社マルヨ清水

清算人　清水　英範

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十月十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

長野市アークス一〇番一〇号

株式会社林部本店

代表清算人　櫻井　伸浩

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

岐阜県岐阜市加納黒木町二丁目一番地

佐藤正株式会社

代表清算人　佐藤　誠

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

静岡県浜松市中央区高丘西四丁目六番一号

株式会社ＧＲＥＥＮＡＴＣＳＰＣ

代表清算人　尾城　雅尚

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

愛知県海部郡蟹江町舟入二丁目一九八番地

株式会社ネクストホーム

代表清算人　野本　真人

解散公告

当社は、令和七年十月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

名古屋市中村区塩池町一―七―七

合同会社Ｒ　ｇｒａｎｄ

清算人　川島　礼子

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

愛知県豊田市御幸本町七丁目一七四番地

豊田精工株式会社

代表清算人　五十嵐鉄善

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

名古屋市中区橘一丁目四番八号

有限会社綿小商店

清算人　伊藤　力

解散公告

当社は、令和七年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

愛知県稲沢市国府宮三丁目六番一二号

株式会社メリエム

代表清算人　ウンベレン・トゥファン

解散公告

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘五七九七番地の七

イマジン株式会社

代表清算人　塚﨑　博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

名古屋市名東区山の手二丁目一四〇四番地の一

株式会社太陽堂

代表清算人　加藤　真弓

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

三重県津市殿村一五五三番地

一般社団法人小規模ケア研究会

代表清算人　浜地　重成

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

京都市伏見区深草祓川町二四番地一一

有限会社シーアールネットワークス

清算人　辻　雅夫

第 81 期 決 算 公 告

令和７年11月７日　島根県松江市西津田三丁目２番７号

島根トヨペット株式会社

代表取締役　勝部　道成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,715	流動負債	3,624
固定資産	2,525	固定負債	437
繰延資産	0	（退職給付引当金）	(76)
		株主資本	2,585
		資本金	30
		利益剰余金	2,696
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,689
		（うち当期純利益）	(278)
		自己株式	△141
		評価・換算差額等	594
		その他有価証券評価差額金	594
資産合計	7,241	負債・純資産合計	7,241

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

京都市上京区堀川通今出川南入　西陣織会館七階

特定非営利活動法人日本染織意匠保護協会

清算人　小平真滋郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

京都市伏見区奈良屋町四〇八番地一

京都タケヤ味噌販売株式会社

代表清算人　前田　豊宏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

京都市伏見区竹田藁屋町一一一番地

株式会社大円

代表清算人　小柴　康志

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

大阪府堺市堺区香ヶ丘町三丁三番二三号

株式会社北の大地西日本

代表清算人　鎌谷　英己

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

大阪市西区九条三丁目一七番一一号

有限会社岩本技研

清算人　都甲まり子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階

株式会社サルビア商会

代表清算人　岡本　文子

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

大阪市中央区北浜三丁目五番一九―一〇二号

平安堂印舗株式会社

代表清算人　井上　彰

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

大阪市淀川区加島三丁目五番三三号

株式会社アクセス

代表清算人　木村　豊

解散公告

当社は、令和七年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

大阪市中央区久太郎町三丁目三番一一号

株式会社大布

代表清算人　小林　真典

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

岡山県倉敷市玉島一六四〇番地九

株式会社蔵

代表清算人　中佐古茂嘉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

香川県仲多度郡多度津町大字庄五五〇番地三

有限会社山﨑工業

清算人　山﨑芙美子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

香川県仲多度郡多度津町本通二丁目一〇番二二号

株式会社アクエリアン

代表清算人　松本　信幸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福岡市南区塩原三丁目五番三三号

株式会社西日本積算センター

代表清算人　野田　和明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福岡市西区姪の浜三丁目三八番一〇―四一四号

株式会社土内設計

代表清算人　土内　資子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

福岡県八女市本村二番一号

株式会社ミレニアム

代表清算人　増田　幸久

第97期決算公告

令和７年11月７日

東京都豊島区東池袋一丁目14番３号

佐々木興業株式会社

代表取締役　佐々木武彦

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,076	流動負債	2,335
固定資産	10,055	固定負債	3,982
繰延資産	89	株主資本	9,902
		資本金	15
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	9,882
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	9,877
		（うち当期純利益）	（508）
資産合計	16,221	負債・純資産合計	16,221

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

沖縄県南城市大里字稲嶺七二二番地

有限会社フェニックス

清算人　山城　紹吾

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

三重県鈴鹿市三宅町三七四番地の四

農事組合法人津西部畜産組合

清算人　中尾　教昭

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月十六日開催の責任役員会の決議並びに奈良県知事の認証により令和七年九月九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

奈良県大和郡山市外川町二八三番地の一

西林寺

清算人　澤原　昌宏

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十九日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

松山市大字石手六〇四番地

靈覚寺

清算人　山口　直樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

北海道帯広市東四条南八丁目

医療法人仁愛会

清算人　朴澤　忠昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

栃木県宇都宮市石井町二九〇六番地三

サーパス石井町管理組合法人

清算人　船田　喜裕

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

北海道函館市湯川町三丁目九番二五号

医療法人社団中島胃腸科内科クリニック

清算人　中島　涼子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年九月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

山形県南陽市梨郷一三五七番地の二

梨郷生産森林組合

清算人　粕谷　信行

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月七日

京都府綾部市井倉町舘一〇番地

宗教法人金綾教会

清算人　大槻　秀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六七五二万七九三三円減少して一億円とし、また減少した資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社ｕｎｂｏｔ

代表取締役　中町　秀慶

第11期決算公告　令和７年11月７日

東京都品川区西五反田７丁目22番17号

株式会社ｕｎｂｏｔ

代表取締役　中町　秀慶

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	294,642
	固定資産	184,282
	資産合計	**478,924**
負債及び純資産の部	流動負債	364,740
	株主資本	36,480
	資本金	217,547
	資本剰余金	200,047
	資本準備金	200,047
	利益剰余金	△381,115
	その他利益剰余金	△381,115
	（うち当期純損失）	(77,748)
	新株予約権	77,704
	負債・純資産合計	**478,924**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年11月７日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社日商ベックス　②国土交通大臣⑽3273　③代表取締役　高地健太郎　④東京都渋谷区代々木一丁目45番１号　廃止した従たる事務所　東京都大田区山王２－１－５大森駅ビルＲａＲａ１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区代々木一丁目45番１号　株式会社日商ベックス　代表取締役　高地健太郎

①株式会社スペースクリエイト　②東京都知事⑴109996　③代表取締役　後藤克臣　④東京都新宿区西新宿１丁目20番３号西新宿高木ビル７階ＣＭ723号室　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿１丁目20番３号西新宿高木ビル７階ＣＭ723号室　株式会社スペースクリエイト　代表取締役　後藤克臣

①株式会社中央土地建物　②愛知県知事⑼第14894号　③代表取締役　淺井雅司　④愛知県名古屋市名東区高針二丁目二五〇六番地の二　⑤1,000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市名東区松井町九九番地　株式会社チュウオーコーポレーション　代表取締役　淺井桂子

第６期決算公告　令和７年11月７日
東京都品川区西五反田二丁目13番６号
セラヴィ五反田ビル２階
株式会社シアン
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	227,532
	固定資産	25,858
	資産合計	253,390
負債及び純資産の部	流動負債	76,283
	固定負債	31,931
	株主資本	85,125
	資本金	33,987
	資本剰余金	341,078
	資本準備金	341,078
	利益剰余金	△289,941
	その他利益剰余金	△289,941
	（うち当期純損失）	(165,800)
	新株予約権	60,050
	負債・純資産合計	253,390

第24期決算公告
令和７年11月７日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ワイヤス・ファンディング・コーポレーション
日本における代表者　内山隆太郎
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,404,353
	合計	5,404,353
負債及び純資産の部	流動負債	5,401,586
	資本金及び資本剰余金	125
	利益剰余金	2,642
	合計	5,404,353

第６期決算公告
令和７年11月７日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Bigtincan Japan株式会社
代表取締役
デイビッド・マルコム・キーン
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,017
	合計	144,017
負債及び純資産の部	流動負債	12,403,494
	株主資本	△12,259,476
	資本金	1
	利益剰余金	△12,259,477
	その他利益剰余金	△12,259,477
	（うち当期純損失）	(2,144,183)
	合計	144,017

第34期決算公告　令和７年11月７日
東京都台東区浅草六丁目７番９号
株式会社テイト
代表取締役　杉本　光崇
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	447,731
	固定資産	520,418
	合計	968,150
負債及び純資産の部	流動負債	217,635
	固定負債	524,463
	株主資本	226,051
	資本金	30,000
	資本剰余金	42,500
	その他資本剰余金	42,500
	利益剰余金	153,551
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	150,551
	（うち当期純利益）	(108,549)
	合計	968,150

第３期決算公告
令和７年６月26日
東京都渋谷区東１丁目29―３
シブヤスタートアップス株式会社
代表取締役社長　田坂　克郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	387,727
	固定資産	32,789
	合計	420,517
負債及び純資産の部	流動負債	17,798
	株主資本	402,718
	資本金	300,500
	資本剰余金	300,500
	資本準備金	300,500
	利益剰余金	△ 198,281
	その他利益剰余金	△ 198,281
	（うち当期純損失）	(129,286)
	合計	420,517

第１期決算公告
令和７年11月７日
東京都新宿区歌舞伎町二丁目46番５号
ＫＭ新宿ビル５階
株式会社カラフル
代表取締役　北浦　健太
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,930
	固定資産	705
	合計	13,635
負債及び純資産の部	流動負債	70,638
	株主資本	△ 57,003
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 107,003
	その他利益剰余金	△ 107,003
	（うち当期純損失）	(107,003)
	合計	13,635

第18期決算公告　令和７年11月７日
東京都渋谷区神南一丁目17番11号
ＬＥ．Ｏ．ＶＥ株式会社
代表取締役　多江　和晃
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,056,823
	固定資産	576,521
	資産合計	2,633,344
負債及び純資産の部	流動負債	835,728
	賞与引当金	30,000
	固定負債	9,109
	退職給付引当金	8,060
	株主資本	1,788,506
	資本金	88,888
	利益剰余金	1,699,617
	その他利益剰余金	1,699,617
	（うち当期純利益）	(478,602)
	負債・純資産合計	2,633,344

第55期決算公告
令和７年11月７日
東京都墨田区緑三丁目20番４号
株式会社アシダニット
代表取締役　芦田　博彰
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	152,564,141
	固定資産	200,134,933
	資産合計	352,699,074
負債及び純資産の部	流動負債	71,933,331
	固定負債	146,388,000
	株主資本	134,377,743
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	122,377,743
	利益準備金	1,670,000
	その他利益剰余金	120,707,743
	（うち当期純利益）	(4,558,481)
	負債・純資産合計	352,699,074

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年十一月七日
東京都墨田区緑三丁目二〇番四号
株式会社アシダニット
代表取締役　芦田　博彰

第58期決算公告
令和７年11月６日
横浜市西区花咲町４丁目106番地
株式会社税理士会館
代表取締役社長　市村　宗治
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,610
	固定資産	894,957
	合計	1,079,567
負債及び純資産の部	流動負債	25,920
	固定負債	336,025
	株主資本	717,622
	資本金	300,000
	利益剰余金	417,622
	利益準備金	13,050
	その他利益剰余金	404,572
	（うち当期純利益）	(8,762)
	合計	1,079,567

第２期決算公告
令和７年11月７日
東京都港区六本木一丁目３番50号
株式会社Ｂｕｂｂｌｅ
代表取締役社長　小林啓崇佳
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,221
	資産合計	7,221
負債及び純資産の部	流動負債	5,138
	負債合計	5,138
	株主資本	2,083
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,083
	その他利益剰余金	1,083
	（うち当期純利益）	(2,300)
	純資産合計	2,083
	負債・純資産合計	7,221

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和七年十一月七日
東京都港区六本木一丁目三番五〇号
（甲）株式会社Ｂｕｂｂｌｅ
代表取締役社長　小林啓崇佳
東京都中野区本町五丁目三六番八号
オルティス新中野四〇三号室
（乙）合同会社ムーンベア
ＦＵＮＤｉＴ
代表社員　職務執行者　廣瀬　寛

第 49 期 決 算 公 告

令和７年11月７日
神奈川県海老名市本郷2298番地21
三基エンジニアリング株式会社
代表取締役　栗原　勝広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	438,261,998
	固定資産	41,908,752
	合計	480,170,750
負債及び純資産の部	流動負債	76,816,387
	固定負債	206,681,000
	株主資本	196,673,363
	資本金	11,000,000
	利益剰余金	185,673,363
	利益準備金	1,785,000
	その他利益剰余金	183,888,363
	（うち当期純利益）	(3,930,471)
	合計	480,170,750

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
神奈川県海老名市本郷二二九八番地二一
三基エンジニアリング株式会社
代表取締役　栗原　勝広

第４期決算公告

令和７年11月７日
神奈川県厚木市上依知1259番地４
コンチテック・インダストリアル・ソリューションズ・ジャパン株式会社
代表取締役　尾花　基次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	321,616
	固定資産	34,411
	合計	356,027
負債及び純資産の部	流動負債	113,195
	固定負債	31,664
	株主資本	211,168
	資本金	100,900
	資本剰余金	100,900
	資本準備金	100,900
	利益剰余金	9,368
	その他利益剰余金	9,368
	（うち当期純損失）	(11,605)
	合計	356,027

第 6 期 決 算 公 告

令和７年11月７日
東京都渋谷区恵比寿４－20－４
恵比寿ガーデンプレイスグラススクエア内
株式会社Gifted Note
代表取締役　正木　駿哉

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,858
	固定資産	87
	合計	21,945
負債及び純資産の部	流動負債	4,382
	株主資本	17,563
	資本金	900
	利益剰余金	16,663
	その他利益剰余金	16,663
	（うち当期純利益）	(2,379)
	合計	21,945

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二日
掲載頁　九十四頁（号外第二八〇号）

左記のとおりです。

（乙）
令和七年十一月七日
大阪市福島区福島一丁目四番四〇号
株式会社サムシングファン
代表取締役　藪本　直樹

東京都渋谷区恵比寿四－二〇－四恵比寿ガーデンプレイスグラススクエア内
（乙）株式会社Gifted Note
代表取締役　正木　駿哉

第 45 期 決 算 公 告

令和７年11月７日
名古屋市中川区千音寺四丁目1142番地
株式会社セントラル防災
代表取締役　板谷　勝治

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	300
	固定資産	461
	合計	761
負債及び純資産の部	流動負債	59
	固定負債	5
	株主資本	696
	資本金	22
	利益剰余金	674
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	669
	（うち当期純利益）	(37)
	合計	761

第 26 期 決 算 公 告

令和７年11月７日
神奈川県鎌倉市材木座五丁目15番12号
株式会社ＧＳ
代表取締役　田畑　至誠

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,720
	固定資産	573,042
	合計	606,762
負債及び純資産の部	流動負債	8,836
	固定負債	577,383
	株主資本	20,542
	資本金	30,000
	利益剰余金	△9,457
	その他利益剰余金	△9,457
	（うち当期純損失）	(5,763)
	合計	606,762

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
神奈川県鎌倉市材木座五丁目一五番一二号
株式会社ＧＳ
代表取締役　田畑　至誠

第 63 期 決 算 公 告

令和７年11月７日
三重県四日市市小古曽東１丁目２番20号
三泗ホンダ販売株式会社
代表取締役社長　川口　真輝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	397,578
	固定資産	90,154
	合計	487,733
負債及び純資産の部	流動負債	301,924
	固定負債	29,150
	株主資本	156,659
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	利益剰余金	144,159
	利益準備金	80,000
	その他利益剰余金	64,159
	（うち当期純利益）	(16,692)
	合計	487,733

第 8 期 決 算 公 告

令和７年11月７日
大阪府門真市古川町９番12号
株式会社ナカミチ
代表取締役　中道　貴士

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67
	固定資産	627
	合計	695
負債及び純資産の部	流動負債	116
	固定負債	515
	株主資本	62
	資本金	1
	利益剰余金	61
	その他利益剰余金	61
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	695

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
大阪府門真市古川町九番一二号
株式会社ナカミチ
代表取締役　中道　貴士

第 72 期決算公告

令和７年11月７日
京都市南区吉祥院石原野上町１番地
株式会社鈴木松風堂
代表取締役　鈴木　隆一

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	931,301
	固定資産	945,255
	繰延資産	0
	合計	1,876,557
負債及び純資産の部	流動負債	987,248
	固定負債	708,741
	株主資本	180,568
	資本金	25,875
	利益剰余金	168,780
	利益準備金	6,700
	その他利益剰余金	162,080
	（うち当期純利益）	(22,329)
	自己株式	△14,087
	合計	1,876,557

第37期決算公告

令和７年11月７日
福岡市早良区田村七丁目11番18号
株式会社西日本ワンダー社
代表取締役　中村　高明

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,490
	固定資産	55,288
	資産合計	186,778
負純資債産及のび部	流動負債	99,948
	固定負債	86,532
	株主資本	298
	資本金	15,000
	資本剰余金	△14,702
	利益準備金	825
	その他利益剰余金	△15,527
	（うち当期純損失）	(20,430)
	負債・純資産合計	186,778

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、利益準備金の額を八十二万五千円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月七日
福岡市早良区田村七丁目一一番一八号
株式会社西日本ワンダー社
代表取締役　中村　高明

第37期決算公告

令和７年10月31日
大阪市中央区高麗橋２丁目４番２号
上田大阪エンタープライズ株式会社
取締役社長　上田　晶平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,919
	固定資産	5,032,770
	合計	5,206,690
負純資債産及のび部	流動負債	95,875
	固定負債	4,136,599
	株主資本	974,215
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	954,215
	その他利益剰余金	954,215
	（うち当期純利益）	(136,538)
	合計	5,206,690

第49期決算公告

令和７年11月７日
熊本県八代市田中東町弐〇号22番地
株式会社園川組
代表取締役　園川　忠助

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	791
	固定資産	340
	繰延資産	0
	合計	1,132
負純資債産及のび部	流動負債	759
	固定負債	139
	株主資本	234
	資本金	20
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	209
	その他利益剰余金	209
	（うち当期純利益）	(19)
	合計	1,132

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月七日
熊本県八代市田中東町弐〇号二二番地
代表取締役　園川　忠助
（甲）株式会社園川組
熊本県八代市田中東町弐壱号四番地二
（乙）株式会社ＳＯＮＯＫＡＷＡ
代表取締役　園川　忠助

第８期決算公告

令和７年11月７日
福岡県福岡市早良区室見５丁目８番１号
日創不動産株式会社
代表取締役社長　田中　英夫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	136,471
	固定資産	660
	資産合計	137,131
負純資債産及のび部	流動負債	4,251
	固定負債	130,000
	株主資本	2,879
	資本金	6,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	△7,120
	その他利益剰余金	△7,120
	（うち当期純損失）	(2,403)
	負債・純資産合計	137,131

第４期決算公告

令和７年11月７日
札幌市白石区菊水三条一丁目１番20
株式会社ＡＡＨグループ
代表取締役　小林　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	339,915
	固定資産	346,161
	合計	686,077
負純資債産及のび部	流動負債	137,355
	賞与引当金	4,424
	固定負債	260,054
	株主資本	288,667
	資本金	45,025
	資本剰余金	154,975
	資本準備金	154,975
	利益剰余金	88,667
	その他利益剰余金	88,667
	（うち当期純利益）	(48,804)
	合計	686,077

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千七百五十二万五千円減少し四千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は令和七年十月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
札幌市白石区菊水三条一丁目一番二〇
株式会社ＡＡＨグループ
代表取締役　小林　英樹

第11期決算公告

令和７年11月７日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
一般社団法人希望ヶ丘ミドリエコパーク
代表理事　北川　久芳

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,792,855
	固定資産	100,000
	合計	1,892,855
負純資債産及のび部	流動負債	291,000
	基金等	1,601,855
	基金	5,920,000
	利益剰余金	△4,318,145
	その他利益剰余金	△4,318,145
	合計	1,892,855

第54期決算公告

令和７年11月７日
東京都中央区豊海町８番15号
マルニ水産株式会社
代表取締役　中野　学

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	575,211
	固定資産	1,328,332
	合計	1,903,543
負純資債産及のび部	流動負債	23,637,419
	株主資本	△21,733,876
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	△61,733,876
	利益準備金	10,000,000
	繰越利益剰余金	△71,733,876
	（うち当期純損失）	(81,739)
	合計	1,903,543

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
東京都中央区豊海町八番一五号
マルニ水産株式会社
代表取締役　中野　学

第51期決算公告

令和７年６月27日
埼玉県川越市芳野台一丁目103番地66
株式会社メテク

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,632
	固定資産	1,296
	資産合計	3,928
負純資債産及のび部	流動負債	1,687
	賞与引当金	43
	固定負債	3
	株主資本	2,238
	資本金	140
	資本剰余金	65
	資本準備金	65
	利益剰余金	2,033
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,018
	（うち当期純利益）	(155)
	負債・純資産合計	3,928

第５期決算公告

令和７年11月７日
東京都杉並区阿佐谷南二丁目18番８号
ザ・シティ阿佐ヶ谷４階
株式会社ＡＮＦＩＥＬＤ
代表取締役　松原　千勝

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,076
	固定資産	4,918
	繰延資産	257
	合計	6,253
負債及び純資産の部	流動負債	20,865
	固定負債	27,089
	株主資本	△41,702
	資本金	1,000
	利益剰余金	△42,702
	その他利益剰余金	△42,702
	（うち当期純損失）	(6,139)
	合計	6,253

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月七日
東京都杉並区和田三丁目四一番一四号
（甲）合同会社装建ホーム
代表社員　松原　千勝
東京都杉並区阿佐谷南二丁目一八番八号
ザ・シティ阿佐ヶ谷四階
（乙）株式会社ＡＮＦＩＥＬＤ
代表取締役　松原　千勝

第４期決算公告

令和７年11月７日
東京都千代田区麹町三丁目３番地８
株式会社アットマーク
代表取締役　溝部　正太

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	444,455
	固定資産	245,027
	資産合計	689,482
負債及び純資産の部	流動負債	42,436
	株主資本	647,046
	資本金	100,000
	資本剰余金	461,998
	資本準備金	279,999
	その他資本剰余金	181,999
	利益剰余金	85,048
	その他利益剰余金	85,048
	（うち当期純利益）	(30,872)
	負債・純資産合計	689,482

決　算　公　告

令和７年11月７日
東京都港区西麻布１－４－51－601
エリートエンタープライズホールディングス株式会社
代表取締役　林　　海音

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,426
	固定資産	74,181
	合計	95,608
負債及び純資産の部	流動負債	65,078
	株主資本	30,530
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,530
	その他利益剰余金	20,530
	（繰越利益剰余金）	(20,530)
	（うち当期純損失）	(2,301)
	合計	95,608

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月七日
東京都港区西麻布一－四－五一－六〇一
エリートエンタープライズホールディングス株式会社
代表取締役　林　　海音

第４期決算公告

令和７年11月７日
東京都千代田区麹町三丁目３番地８
株式会社キカリ
代表取締役　倉谷　　匠

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	102,975
	固定資産	29,195
	資産合計	132,171
負債及び純資産の部	流動負債	158,007
	株主資本	△25,835
	資本金	1,000
	利益剰余金	△26,835
	その他利益剰余金	△26,835
	（うち当期純損失）	(46,182)
	負債・純資産合計	132,171

第 75 期決算公告

令和７年11月７日
秋田県横手市横手町字大関越91番地１
ヨコウン株式会社
代表取締役　塩田　充弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	935,803
	固定資産	2,514,629
	合計	3,450,432
負債及び純資産の部	流動負債	1,126,219
	固定負債	1,588,624
	株主資本	735,589
	資本金	20,000
	利益剰余金	715,589
	利益準備金	5,375
	その他利益剰余金	710,214
	（うち当期純利益）	(25,775)
	合計	3,450,432

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月八日を効力発生日とする株式会社ヨコウンオートサービス及び株式会社あたご商事との株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。
この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。
そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役会により決定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月七日
秋田県横手市横手町字大関越九一番地一
ヨコウン株式会社
代表取締役　塩田　充弘

第　７　期　決　算　公　告

令和７年11月７日
東京都港区南青山二丁目５番17号ＰＯＬＡ青山ビルディング５階
ポーラオルビスキャピタル内
ＬＹＬ株式会社
代表取締役　上野　翔太

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,213	流動負債	12,682
固定資産	740	固定負債	41,378
		株主資本	△42,107
		資本金	51,673
		新株式申込証拠金	5,496
		資本剰余金	43,873
		資本準備金	43,873
		利益剰余金	△143,149
		その他利益剰余金	△143,149
		（うち当期純損失）	(7,236)
合計	11,953	合計	11,953

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百六十七万三千六百八円減少し千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月七日
東京都港区南青山二丁目五番一七号ＰＯＬＡ青山ビルディング五階ポーラオルビスキャピタル内
ＬＹＬ株式会社
代表取締役　上野　翔太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

福岡市東区箱崎ふ頭五丁目九番一号
（甲）河合製氷冷蔵株式会社
代表取締役　河合　喜文

福岡市東区箱崎ふ頭五丁目九番一号
（乙）株式会社河合物流サービス
代表取締役　河合　喜文

第73期決算公告　令和７年11月７日

福岡市東区箱崎ふ頭五丁目９番１号
河合製氷冷蔵株式会社
代表取締役　河合　喜文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,583,184
	固定資産	3,859,787
	合計	5,442,971
負純資産債及びの部	流動負債	339,094
	固定負債	3,550,133
	退職給付引当金	270,000
	株主資本	1,553,744
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,523,744
	利益準備金	8,750
	その他利益剰余金	1,514,994
	（うち当期純利益）	(283,887)
	合計	5,442,971

第 21 期 決 算 公 告

令和７年11月７日

福岡市東区箱崎ふ頭五丁目９番１号
株式会社河合物流サービス
代表取締役　河合　喜文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,854
	固定資産	276,177
	合計	303,031
負純資産債及びの部	流動負債	79,963
	固定負債	162,790
	株主資本	60,278
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,278
	その他利益剰余金	50,278
	（うち当期純利益）	(15,810)
	合計	303,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月七日

茨城県古河市柳橋五七八番地一
（甲）株式会社華宇産業
代表取締役　木村　直也

茨城県古河市柳橋五七八番地一
（乙）東成株式会社
代表取締役　木村　直也

第11期決算公告　令和７年11月７日

茨城県古河市柳橋578番地１
株式会社華宇産業
代表取締役　木村　直也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	379,062
	固定資産	341,996
	資産合計	721,058
負純資産債及びの部	流動負債	263,460
	固定負債	347,240
	負債合計	610,700
	株主資本	110,357
	資本金	5,000
	利益剰余金	105,357
	その他利益剰余金	105,357
	（うち当期純利益）	(43,425)
	純資産合計	110,357
	負債・純資産合計	721,058

第19期決算公告　令和７年11月７日

茨城県古河市柳橋578番地１
東成株式会社
代表取締役　木村　直也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	649
	固定資産	20,224
	資産合計	20,873
負純資産債及びの部	流動負債	13,710
	負債合計	13,710
	株主資本	7,162
	資本金	17,000
	利益剰余金	△9,837
	その他利益剰余金	△9,837
	（うち当期純利益）	(2,637)
	純資産合計	7,162
	負債・純資産合計	20,873

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

東京都立川市曙町二丁目一四番三二号
（甲）丸富株式会社
代表取締役　小西　早苗

東京都立川市曙町二丁目一四番三二号
（乙）株式会社弁慶
代表取締役　小西　早苗

第69期決算公告

令和７年11月７日

東京都立川市曙町二丁目14番32号
丸富株式会社
代表取締役　小西　早苗

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,396
	固定資産	213,020
	合計	214,417
負純資産債及びの部	流動負債	18,143
	固定負債	142,604
	株主資本	53,669
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,669
	その他利益剰余金	43,669
	（うち当期純損失）	(3,493)
	合計	214,417

第 55 期 決 算 公 告

令和７年11月７日

東京都立川市曙町二丁目14番32号
株 式 会 社 弁 慶
代表取締役　小西　早苗

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,507
	固定資産	5,044
	合計	31,552
負純資産債及びの部	流動負債	131
	株主資本	31,420
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,420
	利益準備金	690
	その他利益剰余金	20,730
	（うち当期純利益）	(157)
	合計	31,552

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

京都市南区上鳥羽藁田町五五番地
（甲）中村印刷株式会社
代表取締役　中村　勝弘

京都市下京区中堂寺櫛笥町一八番地一二
（乙）株式会社エスト出版
代表取締役　中村　勝弘

第75期決算公告

令和７年11月７日

京都市南区上鳥羽藁田町55番地
中村印刷株式会社
代表取締役　中村　勝弘

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	356,478
	固定資産	318,040
	合計	674,518
負純資産債及びの部	流動負債	84,941
	固定負債	49,341
	株主資本	540,236
	資本金	10,000
	利益剰余金	530,486
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	527,986
	（うち当期純利益）	(41,404)
	合計	674,518

第 34 期 決 算 公 告

令和７年11月７日

京都市下京区中堂寺櫛笥町18番地12
株式会社エスト出版
代表取締役　中村　勝弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	118,789
	固定資産	31,245
	繰延資産	8,280
	合計	158,314
負純資産債及びの部	流動負債	169,233
	固定負債	80,000
	株主資本	△90,919
	資本金	15,000
	利益剰余金	△105,919
	利益準備金	973
	その他利益剰余金	△106,892
	（うち当期純損失）	(3,379)
	合計	158,314

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

神戸市中央区元町通五丁目八番一五号

（甲）株式会社クロシェ

代表取締役　沼部　健

神戸市中央区元町通五丁目八番一五号

（乙）株式会社クロシェホールディングス

代表取締役　沼部美由紀

決　算　公　告

令和７年11月７日

神戸市中央区元町通五丁目８番15号

株式会社クロシェ

代表取締役　沼部　健

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	442,526
	固定資産	12,214
	繰延資産	121
	合計	454,862
負純資債及産びの部	流動負債	251,841
	固定負債	122,613
	株主資本	80,407
	資本金	10,000
	利益剰余金	70,407
	その他利益剰余金	70,407
	（うち当期純損失）	(41,563)
	合計	454,862

決　算　公　告

令和７年11月７日

神戸市中央区元町通五丁目８番15号

株式会社クロシェホールディングス

代表取締役　沼部美由紀

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	223,628
	固定資産	220,356
	合計	443,984
負純資債及産びの部	流動負債	19,062
	固定負債	100,000
	株主資本	324,921
	資本金	10,000
	利益剰余金	314,921
	その他利益剰余金	314,921
	（うち当期純損失）	(7,252)
	合計	443,984

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

兵庫県明石市大久保町駅前二丁目八―一四

（甲）エバーハウジング株式会社

代表取締役　谷口　嘉範

兵庫県加古郡播磨町東野添二丁目九―一七

（乙）株式会社宏嘉建設

代表取締役　谷口　嘉範

第７期決算公告　令和７年11月７日

兵庫県明石市大久保町駅前二丁目８―14

エバーハウジング株式会社

代表取締役　谷口　嘉範

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	278,502,492
	固定資産	84,961,621
	資産合計	363,464,113
負純資債及産びの部	流動負債	131,701,663
	固定負債	114,538,222
	負債合計	246,239,885
	株主資本	117,224,228
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	107,224,228
	その他利益剰余金	107,224,228
	（うち当期純利益）	(16,649,027)
	純資産合計	117,224,228
	負債・純資産合計	363,464,113

第21期決算公告　令和７年11月７日

兵庫県加古郡播磨町東野添二丁目９―17

株式会社宏嘉建設

代表取締役　谷口　嘉範

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	241,671,936
	固定資産	398,945,036
	資産合計	640,616,972
負純資債及産びの部	流動負債	167,812,788
	固定負債	349,347,988
	負債合計	517,160,776
	株主資本	123,456,196
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	113,456,196
	（うち当期純利益）	(43,282,250)
	純資産合計	123,456,196
	負債・純資産合計	640,616,972

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、株主総会の承認決議は、甲は令和七年十月二十七日に、乙は令和七年十月三十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

長野県松本市丸の内八番一号

（甲）中日本メディカルリンク株式会社

代表取締役　上野　直樹

群馬県高崎市箕郷町上芝一八番地一

（乙）株式会社メディコ

代表取締役　清水　篤

第75期決算公告　令和７年11月７日

長野県松本市丸の内８番１号

中日本メディカルリンク株式会社

代表取締役　上野　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,384,227,264
	固定資産	1,153,405,444
	合計	7,537,632,708
負純資債及産びの部	流動負債	4,852,019,323
	固定負債	752,544,462
	株主資本	1,933,068,923
	資本金	46,000,000
	資本剰余金	10,400,000
	資本準備金	10,400,000
	利益剰余金	1,876,668,923
	利益準備金	12,172,000
	その他利益剰余金	1,864,496,923
	（うち当期純利益）	(69,560,412)
	合計	7,537,632,708

第66期決算公告　令和７年11月７日

群馬県高崎市箕郷町上芝18番地１

株式会社メディコ

代表取締役　清水　篤

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,183,454,958
	固定資産	243,557,955
	合計	1,427,012,913
負純資債及産びの部	流動負債	950,648,858
	固定負債	108,022,063
	株主資本	368,341,992
	資本金	29,500,000
	利益剰余金	343,741,992
	利益準備金	5,241,240
	その他利益剰余金	338,500,752
	（うち当期純利益）	(57,309,207)
	自己株式	△4,900,000
	合計	1,427,012,913

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

兵庫県西宮市高松町一六―二二ヨシノビル二Ｆ

（甲）株式会社Ｌｅ’ａ

代表取締役　杉山　肇

兵庫県西宮市高松町一九番九号

（乙）株式会社ＧＩＦＴ

代表取締役　杉山　隆志

第８期決算公告　令和７年11月７日

兵庫県西宮市高松町16―22

ヨシノビル２Ｆ

株式会社Ｌｅ’ａ

代表取締役　杉山　肇

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,292
	固定資産	33,459
	繰延資産	298
	合計	87,050
負純資債及産びの部	流動負債	21,107
	固定負債	66,100
	株主資本	△156
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,156
	その他利益剰余金	△1,156
	（うち当期純利益）	(12,575)
	合計	87,050

第３期決算公告　令和７年11月７日

兵庫県西宮市高松町19番９号

株式会社ＧＩＦＴ

代表取締役　杉山　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,853
	固定資産	18,014
	合計	23,868
負純資債及産びの部	流動負債	10,518
	固定負債	4,748
	株主資本	8,601
	資本金	1,000
	資本剰余金	409
	資本準備金	409
	利益剰余金	7,191
	その他利益剰余金	7,191
	（うち当期純利益）	(341)
	合計	23,868

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

大阪市中央区谷町二丁目八番一号

株式会社センチュリークリエイト

代表取締役　木村　弘希

決　算　公　告

令和７年11月７日

大阪市中央区谷町二丁目８番１号

株式会社センチュリークリエイト

代表取締役　木村　弘希

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,047
	固定資産	7,566
	合計	18,613
負債及び純資産の部	流動負債	19,270
	株主資本	△658
	資本金	23,000
	利益剰余金	△23,658
	その他利益剰余金	△23,658
	（うち当期純利益）	(872)
	合計	18,613

第40期決算公告　令和７年９月30日

東京都豊島区高松一丁目１番11号

株式会社ステージ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,281,005
	固定資産	335,323
	資産合計	1,616,328
負債及び純資産の部	流動負債	284,333
	賞与引当金	27,900
	固定負債	719,917
	株主資本	612,078
	資本金	100,000
	資本剰余金	98,480
	資本準備金	48,480
	利益剰余金	413,598
	利益準備金	5,213
	その他利益剰余金	408,385
	（うち当期純利益）	(117,030)
	負債・純資産合計	1,616,328

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十二日であり、株主総会の決議は令和七年九月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日

兵庫県姫路市飾磨区清水五一番地の一

株式会社あかつき調剤薬局

代表取締役　青山　昭策

第30期決算公告

令和７年11月７日

兵庫県姫路市飾磨区清水51番地の１

株式会社あかつき調剤薬局

代表取締役　青山　昭策

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	59,489
	固定資産	7,167
	合計	66,656
負債及び純資産の部	流動負債	29,953
	株主資本	36,702
	資本金	12,000
	利益剰余金	30,702
	その他利益剰余金	30,702
	（うち当期純損失）	(16,338)
	自己株式	△6,000
	合計	66,656

第19期決算公告　令和７年11月７日

東京都千代田区麹町二丁目10番２号

デジック株式会社

代表取締役　小橋伸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	23,578,765
	固定資産	89,273
	資産合計	23,668,038
負債及び純資産の部	流動負債	1,565,245
	固定負債	13,087,000
	負債合計	14,652,245
	株主資本	9,015,793
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	4,015,793
	その他利益剰余金	4,015,793
	（うち当期純利益）	(2,312,410)
	純資産合計	9,015,793
	負債・純資産合計	23,668,038

第９期決算公告

令和７年11月７日　横浜市西区みなとみらい二丁目３番５号

株式会社デジタルフォルン

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,262,072	流動負債	682,858
固定資産	806,318	（うち賞与引当金）	(293,707)
繰延資産	0	固定負債	358,040
		株主資本	810,314
		資本金	98,100
		資本剰余金	48,100
		資本準備金	48,100
		利益剰余金	664,114
		利益準備金	3,446
		その他利益剰余金	660,667
		（うち当期純利益）	(52,120)
		評価・換算差額等	217,177
		その他有価証券評価差額金	217,177
資産合計	2,068,390	負債・純資産合計	2,068,390

第44期決算公告

令和７年９月25日

東京都港区南麻布三丁目20番１号

株式会社ユビテックソリューションズ

代表取締役　池田　学

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	677	流動負債	14
固定資産	0	固定負債	3
		株主資本	659
		資本金	50
		利益剰余金	609
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	605
		（うち当期純利益）	(0)
		評価・換算差額等	—
		有価証券評価差額	—
資産合計	677	負債・純資産合計	677

第19期決算公告

令和７年11月７日　東京都千代田区外神田４丁目14番１号

ＤＯＷＡメタルテック株式会社

代表取締役社長　鬼王　孝志

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,999	流動負債	48,525
固定資産	15,479	賞与引当金	129
		固定負債	1,180
		退職引当金	1,180
		負債合計	49,706
		株主資本	17,752
		資本金	1,000
		資本剰余金	13,903
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	13,653
		利益剰余金	2,848
		その他利益剰余金	2,848
		評価・換算差額等	20
		その他有価証券評価差額金	41
		繰延ヘッジ損益	△ 20
		純資産合計	17,773
資産合計	67,479	負債・純資産合計	67,479

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	104,761	経常利益	3,358
売上原価	96,456	特別損益	△ 232
売上総利益	8,304	税引前当期純利益	3,125
販売費及び一般管理費	5,889	法人税、住民税及び事業税	867
営業利益	2,414	法人税等調整額	△ 159
営業外損益	944	当期純利益	2,417

第 52 期決算公告　令和７年11月７日
福岡市中央区天神四丁目３番30号
株式会社武田メガネ
代表取締役　武田　耕一
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,639,316
	固定資産	759,678
	合計	3,398,994
負債及び純資産の部	流動負債	357,090
	固定負債	106,166
	株主資本	2,935,738
	資本金	99,680
	資本剰余金	10,880
	資本準備金	10,880
	利益剰余金	2,825,178
	利益準備金	14,727
	その他利益剰余金	2,810,450
	（うち当期純利益）	(176,377)
	合計	3,398,994

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百六十八万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
福岡市中央区天神四丁目三番三〇号
株式会社武田メガネ
代表取締役　武田　耕一

第７期決算公告　令和７年11月７日
岐阜市茜部新所二丁目５番地
株式会社スパイストラフィックス
代表取締役　中村　剛
代表取締役　冨地　渉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,277
	固定資産	118,508
	有形固定資産	114,282
	投資その他の資産	4,225
	合計	187,786
負債及び純資産の部	流動負債	38,837
	固定負債	175,029
	株主資本	△26,081
	資本金	5,000
	利益剰余金	△31,081
	その他利益剰余金	△31,081
	（うち当期純損失）	(17,149)
	合計	187,786

第 73 期決算公告
令和７年11月７日
東京都台東区浅草一丁目20番10号
株式会社ドヴステーラー
代表取締役　小薮　花恵
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,097
	固定資産	597,510
	合計	670,608
負債及び純資産の部	流動負債	11,066
	固定負債	236,202
	株主資本	423,339
	資本金	10,000
	利益剰余金	413,339
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	410,839
	（うち当期純損失）	(62,216)
	合計	670,608

準備金の額の減少公告

当社は資本準備金の額を一億千九百三十六万七千百三十四円減少して〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月七日
東京都台東区浅草一丁目二〇番一〇号
株式会社ドヴステーラー
代表取締役　小薮　花恵

第 14 期決算公告　令和７年６月30日
佐賀県三養基郡みやき町原古賀5473―13
株式会社ＪＡベジアスさが
代表取締役社長　眞﨑　弘明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	303,813
	固定資産	422,227
	合計	726,040
負債及び純資産の部	流動負債	202,406
	（賞与引当金）	(6,935)
	固定負債	361,961
	（退職給付引当金）	(12,199)
	株主資本	161,673
	資本金	20,000
	利益剰余金	141,673
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	140,673
	（うち当期純利益）	(12,023)
	合計	726,040

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、三社の株主総会の承認決議は令和七年十月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 下記のとおりです。
(乙) 下記のとおりです。
(丙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月七日
愛知県弥富市五之三町福島二〇番地
(甲) 株式会社鈴鋼製作所
代表取締役　加藤　丈宜
三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中九六〇番地
(乙) 株式会社鈴鋼化成
代表取締役　加藤　丈宜
愛知県弥富市荷之上町川田七番地
(丙) 有限会社Y.R.D.
代表取締役　加藤　智子

第 90 期決算公告

2025 年 11 月７日

神戸市中央区栄町通４丁目１番10号
内外ゴム株式会社
取締役社長　土井　正孝

貸借対照表の要旨
（2025年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,372
	固定資産	3,380
	有形固定資産	833
	無形固定資産	2
	投資その他の資産	2,544
	資産合計	7,753
負債・純資産の部	流動負債	2,341
	固定負債	1,728
	株主資本	3,628
	資本金	24
	資本剰余金	116
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	96
	利益剰余金	3,488
	利益準備金	30
	別途積立金	2,007
	繰越利益剰余金	1,450
	（うち当期純利益）	(157)
	評価・換算差額等	54
	その他有価証券評価差額金	54
	負債・純資産合計	7,753

※　百万円未満は切り捨て

決　算　公　告
令和７年11月７日
三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中960番地
株式会社鈴鋼化成
代表取締役　加藤　丈宜
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,770
	固定資産	100
	合計	40,870
負債及び純資産の部	流動負債	12,784
	固定負債	4,080
	株主資本	24,005
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,005
	その他利益剰余金	4,005
	（うち当期純利益）	(992)
	合計	40,870

第 59 期決算公告　令和７年11月７日
愛知県弥富市五之三町福島20番地
株式会社鈴鋼製作所
代表取締役　加藤　丈宜
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	381,121
	固定資産	730,727
	合計	1,111,849
負債及び純資産の部	流動負債	478,035
	固定負債	690,781
	株主資本	△56,967
	資本金	80,000
	資本剰余金	28,500
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	△1,500
	利益剰余金	△165,467
	その他利益剰余金	△165,467
	（うち当期純損失）	(11,160)
	合計	1,111,849